



関西大学 法科大学院

# 自己点検・評価報告書

第5号

関西大学大学院法務研究科(法科大学院)

# 関西大学法科大学院自己点検・評価報告書

## 序 章

法務研究科長 早川 徹

関西大学法科大学院は、設置から12年目を迎えようとしている。

この間、2回、大学基準協会による認証評価を受審した。平成20年の最初の認証評価では、不適合との評価を受けた。本法科大学院は、直ちに、指摘された問題点の改善に着手した。平成25年の第2回の認証評価では、前車の轍を踏まないように、十分な準備と検討を行った結果、無事、適合の評価を受けることができたが、同時に、幾つかの問題点（勧告、助言）の指摘も受けた。

今回の自己点検・評価報告書は、関西大学全体として3年に1度行う自己点検・評価活動の一環として行った自己点検・評価の結果を報告するものであり、平成25年度の認証評価で指摘された問題点への対応状況と、前回の自己点検・評価報告書から変動のあったデータのアップデートを主たる内容とする。なお、認証評価で指摘された問題点への対応状況については、「9-4 自己点検・評価の結果の改善・向上への反映」を参照されたい。

法科大学院をめぐる環境はますます厳しさを増しており、既に24の法科大学院が廃止または募集停止の決定を行っている。平成26年の司法試験予備試験の受験者数が1万人を超えたのに対して、同じ年の法科大学院全国統一適性試験の受験者数はついに4千人を割り込むという事態に陥っている。本法科大学院も、平成26年度から、入学定員を100名から40名へとさらなる削減を行ったが、定員を満たす入学者を確保することが困難な状況が続いている。

法科大学院が直面する厳しい状況を前にして、われわれもカリキュラム、教育内容や教育方法、教材などについて様々な改革を行ってきた。関西大学全体としても、法科大学院再生会議を設けて再生のための方策を検討し、その検討結果を基に改革を進めてきた。残念ながら、時間の制約もあって、本報告書では、これまでわれわれが行ってきた諸施策の一部についてしか、点検と評価をすることができなかった。次回の自己点検・評価報告では、これらの諸改革について、より徹底した点検と評価を行い、法科大学院の改革・再生を確たるものとする役割が期待される。

次回の認証評価から「司法試験合格率」、「入学定員充足率」、「入学者選抜における競争倍率」の三つが評価項目に加えられ、認証評価機関には、これらの指標に深刻な課題があると考えられる法科大学院に対して適格判定を出す場合には、その評価結果や理由等について社会に対して説明する責任をより強く求められる、こととされる。これらの指標は、認証評価基準として、当然に次回の自己点検・評価報告の検討項目になるのだが、同時に、法科大学院の教育の質に関わる問題として、FD委員会事項および教育推進委員会事項でもある。従来、自己点検・評価委員会、FD委員会、教育推進委員会の関係について、十分な議論がされてこなかったが、認証評価の見直しを契機に、3委員会の関係を整理・検討し、本法科大学院における教育の質をいかにして確保するのか、あらためて考えてみる必要があると感じている。

平成 27 年 3 月

## 1 理念・目的及び教育目標

### 【現状の説明】

**1-1 理念・目的及び教育目標の明確な設定**については、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学則」（以下、「学則」という）第2条は、関西大学の法曹養成の伝統と学是（教育理念）である「学の実化」を踏まえ、その設置目的を、「理論と実務を架橋する高度の法学専門教育により、法曹としての基本的資質を培い、職業的倫理観と豊かな人間性を備えた創造力をもつ法曹を養成すること」と定めており、この理念に基づき、教育目標を「理論と実務とのバランスを取る専門性と、優れた人権感覚をもつ人間性、また日々生起する新たな問題に対して適切に対処できる創造性」の3つの特性を兼ね備えた法曹を養成することであると設定している。

3つの特性について敷衍すれば、①プロフェッショナル・ロイヤーとして、理論応用力と実務的処理能力の双方を備えたバランスのとれた専門家としての法律家を養成することであり、②ヒューマニタリアン・ロイヤーとして、豊かな人間性や感受性、幅広い教養と専門知識に裏打ちされた、人権感覚に優れ、民主主義と個人尊重の理念の実現を目指す法律家を養成することであり、③クリエイティブ・ロイヤーとして、複雑化・多様化する現代社会で日々生起する新たな問題に対処する法創造・法適用のできる法律家を養成すること、である（根拠・参考資料：「学則」第2条、「関西大学法科大学院パンフレット 2015年度版」p. 2）。

**1-2 理念・目的及び教育目標の、法科大学院制度の目的との合致**については、上記の理念・目的及び教育目標は、法科大学院の教育と司法試験等の連携に関する法律（以下、「連携法」という）第1条の定める法科大学院制度の目的である「高度の専門的な能力及び優れた資質を有する多数の法曹の養成を図り、もって司法制度を支える人的体制の充実強化に資する」との視点からも、法科大学院としてふさわしいものといえる。

**1-3 理念・目的及び教育目標の学内周知**については、本法科大学院の教育理念・目的及び教育目標は、法科大学院全体として、教授会における教員間での懇談や春学期と秋学期に行われる公開授業参観等のFD活動等を通じて周知徹底を図っている。また、分野・科目別の担当教員による教材の作成・改訂、授業内容やシラバスの検討、試験問題の作成や採点基準の検討を通じて、相互的に、教育理念・目的及び教育目標と教育内容について確認している。

学生に対しては、新入学生に対するオリエンテーションや各学年のはじめに行われるオリエンテーションにおいて、本法科大学院の理念・目的及び教育目標を説明し、本法科大学院の目指す法曹像とそのためのカリキュラムについて理解を深めるよう努めている。ま

た、平成 24 年度より開講された「法と社会（法実務と社会）」では、関西大学出身の著名な法曹がオムニバス方式で講義を行い、市民のための法曹を養成してきた関西大学の伝統を、それぞれの実践の紹介を通して、学生たちに伝えている。さらに、元最高裁判事や日弁連元会長に「特別顧問教授」を委嘱し、行事にあたっての講演等を通じて、学生や法科大学院進学希望者に対して、法科大学院設立の理念やあるべき法曹像について語っていただいている。

**1-4 理念・目的及び教育目標の社会一般への発信**については、対外的には、本学の教育理念・目的及び教育目標を「関西大学法科大学院パンフレット」や本法科大学院のウェブサイト (<http://www.kansai-u.ac.jp/lis/>) に掲載するとともに、各種の進学説明会における説明などを通じて、公開・発信を行っている。また、本学で開催される国際シンポジウムや海外からの司法関係者の訪問を受けた際には、関西大学の法曹養成の伝統と法科大学院設立の理念について解説している。

**1-5 教育目標の達成状況等を踏まえた検証の実施**については、「教育推進委員会」において行われている。同委員会がこれまで行った検討結果は教授会に報告され、必要に応じて教授会の議を経たうえで様々な教育上の改善が行われてきている。同委員会の委員は、公法科目、民事法科目、刑事法科目、実務科目、展開・先端科目（以下、これらの科目をパートという）から選ばれ、各パートの教育の内容・方法などに関する現状が同委員会における検討に適切に反映されることを確保するとともに、副研究科長がオブザーバーとして出席することで、委員会での検討結果、問題点、改善すべき内容などにつき、執行部との意思疎通・連携が図られることを確保している。

さらに、「特別顧問教授」、大阪弁護士会会長経験者、関大法曹会幹事長等からなる「法科大学院有識者懇談会」が設置されており、教育目標の達成状況も含めた本法学科大学院の状況を報告し、大所高所からの助言をいただいている。

関西大学としての取組としては、学長のもとに設置された「法科大学院改革推進会議」において、法科大学院と法学部、関大法曹会との連携を強化する方策が検討されている。さらに、常任理事会のもとに設置された「法科大学院再生会議」において、法学部における法学教育と法科大学院における法曹養成との関連性を強化し、関西大学全体として法曹養成に取り組むことのできる教員組織のあり方、及び、法科大学院の学生が現実の法実務に関与する場の提供について具体的施策が検討されている。

## 【点検・評価（長所と問題点）】

**1-5 教育目標の達成状況等を踏まえた検証の実施**については、教育推進委員会、教授会後の教員間の懇談会、アカデミック・アドバイザーとの懇談会などにおいて検証を行い、そこでの検討結果を踏まえて様々な改革を行ってきたが、そこでの検証と改革が司法試験の合格者数の増加・合格率の改善に結びついていないことが最大の問題である。

## 【将来への取組み・まとめ】

**1-5 教育目標の達成状況等を踏まえた検証の実施**について、法曹養成機関としての実をあげるため、司法試験の合格者数の増加・合格率の改善に結びつくような検証のあり方を引き続き模索していく必要がある。

## 2 教育の内容・方法・成果等

### 2-（1）教育課程等

#### 【現状の説明 2-（1）教育課程等】

**2-1 教育課程の編成**については、告示第 53 号に規定されている法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目として、それぞれ以下の科目を開設している（科目横の括弧内の数字は単位数）。

○法律基本科目については、公法系 7 科目、民事法系 18 科目、刑事法系 7 科目を開設している。本法科大学院は、学生の段階的かつ系統的な学習を図るため法律基本科目を 1 年次配当の必修科目である法律基本科目 A と 2・3 年次配当の必修科目である法律基本科目 B、及び、選択必修科目で構成される法律基本科目 C に細分している。法律基本科目 A では、公法、民事法、刑事法の実体法について基礎となる学識を修得させるための講義科目を配置している。法律基本科目 B では、実体法について、ケース・スタディを中心とした対話または討論形式の少人数演習によって、法的思考能力・分析能力の徹底した育成と向上を目的とした演習科目を配置し、手続法については、春学期で基礎学識を修得させるための講義科目を、秋学期でその具体的問題の解決への適用を目的とした演習科目をそれぞれ配置している。さらに法律基本科目 C では、これらの法分野についてより進んだ学習をするための科目が提供されている（1 年次配当科目の「商法」を除く。これは学部で商法を学習しなかった未修者のための補完科目である）。

具体的には、公法系科目については、法律基本科目 A として「憲法 I・II」（各 2）、「行政法総論」（2）の 3 科目 6 単位を、法律基本科目 B として「憲法演習」（2）、「行政

救済法」(2)、「行政法演習」(2)の3科目6単位を、法律基本科目Cとして「公法総合演習」(2)の1科目2単位を開設している。

民事法系科目については、法律基本科目Aとして「民法Ⅰ～Ⅵ」(各2)、「会社法」(4)の7科目16単位を、法律基本科目Bとして「民法演習Ⅰ～Ⅲ」(各2)、「会社法演習」(2)、「商法演習」(2)、「民事訴訟法」(4)「民事訴訟法演習」(2)の7科目16単位を、法律基本科目Cとして「商法」(2)、「民事法総合演習」(2)、「会社法発展講義」(2)、「民事訴訟法発展講義」(2)、「民法発展講義」(2)の5科目10単位を開設している。

刑事法科目については、法律基本科目Aとして「刑法Ⅰ・Ⅱ」(各2)の2科目4単位を、法律基本科目Bとして「刑法演習Ⅰ・Ⅱ」(各2)、「刑事訴訟法」(2)、「刑事訴訟法演習」(2)の4科目8単位を、法律基本科目Cとして「刑事法総合演習」(2)の1科目2単位を開設している。

○法律実務基礎科目については、10科目20単位を開設している。具体的には、必修科目として「法曹倫理」(2)「民事訴訟実務の基礎」(2)、「刑事訴訟実務の基礎」(2)の3科目6単位、及び選択科目として「公法・刑事法LW&D演習」(2)、「民事法LW&D演習」(2)、「刑事模擬裁判」(2)、「民事訴訟実務演習」(2)、「リーガルクリニック」(2)、「エクスターンシップ」(2)、「公法実務演習」(2)の7科目14単位で構成される。

○基礎法学・隣接科目については、「法哲学・法理論」(2)、「法哲学・法理論演習」(2)、「比較法」(2)のほか、新たな法的問題または法と隣接する諸分野に対する幅広い視野に立った洞察力を育成すべく「法と社会(各テーマ)」(各2)、(平成26年度の開講テーマは、「法実務と社会」「法とメディア」「法と倫理」「法と環境」「少年法」「検察実務」である)を開設している。

○展開・先端科目については、「知的財産法1・2」(各2)、「知的財産法演習」(2)、「経済法1・2」(各2)、「経済法演習」(2)、「労働法1～3」(各2)、「労働法演習」(2)、「中国ビジネス法講義1～3」(各2)、「中国ビジネス法演習」(2)、「金融法」(2)、「倒産法1・2」(各2)、「国際契約実務論」(2)、「民事執行・民事保全法」(2)、「国際人権・人道法」(2)、「国際公法」(2)、「国際法演習」(2)、「国際私法1・2」(各2)、「国際経済法」(2)、「国際取引法」(2)、「涉外法律実務演習」(2)、「行政統制システム論」(2)、「租税法1・2」(各2)、「租税法演習」(2)、「環境法1・2」(各2)及び「現代法特殊講義(各テーマ)」(各2)(平成26年度の開講テーマは「交通・労災事故の紛争処理を巡る現代的課題」「知的財産法発展研究」「消費者法」「金融商品取引法」「知的財産訴訟実務」「倒産法実務」「医事法」「憲法訴訟」「経済刑法」である)を開設

している（以上について、「平成 26 年度（2014）法科大学院講義要項」冒頭の平成 26 年度法科大学院授業科目一覧を参照）。

以上のとおり、法律基本科目、法律実務基礎科目、基礎法学・隣接科目、展開・先端科目のすべてにわたって授業科目をバランスよく開設している。すなわち、法律基本科目群と実務基礎科目群とによって将来の法曹としての実務に必要な学識及び応用能力ならびに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育が行われており、また、基礎法学・隣接科目群によって幅広い教養及び豊かな人間性の素養を、展開・先端科目群によって、高度の専門的な法律知識及び国際的な素養を修得させる教育を行っている。

さらに、講義要項（シラバス）において、すべての科目について授業の到達目標を設定し、必要に応じて相互に関連する科目を明記することによって、本法学科大学院の教育課程を体系的に履修させ、知識を確実なものとし、法曹として備えるべき基本的素養の水準に達するように配慮している。

授業科目の内容は、それぞれの科目群にふさわしい適切なものとなっている。そのことは各授業科目のシラバスによって容易に確認することができる。

**2-2 法科大学院固有の教育目標を達成するための適切な授業科目の開設**について、本法科大学院は、次のような対応を行っている。

まず、①理論と実務とのバランスをとる専門性については、民事法と刑事法に関して、実体法と手続法とを総合し、研究者教員と実務家教員が連携して演習を行う「民事法総合演習」と「刑事法総合演習」を法律基本科目の選択必修科目として設置している。

次に、②優れた人権感覚を持つ人間性については、実際の市民生活において生起する法律問題を、相談者と面談し、相談者の抱える問題を親身になって解決するためのいわば臨床実習が必要であり、そのための科目として、「リーガルクリニック」を法律実務基礎科目の選択科目として配置している。「リーガルクリニック」については大阪市内の裁判所近くに位置する大阪府立中之島図書館別館に設けられた「関西大学中之島センター」（ウェブサイト〈<http://www.kansai-u.ac.jp/nakanoshima/>〉及び同センターのリーフレット参照）で実施している無料法律相談に学生が同席し、実習の形態で教育を行い、法科大学院で涵養される職業上の資質・能力・意識・スキルの試行の場ともなるようにした。また、学生が直接市民と向き合うことによって、修得した専門知識を社会に還元し、市民のための法曹としての職業意識を涵養する場でもある。

最後に、③日々生起する新たな問題に適切に対処できる創造性については、展開・先端科目として、WTO協定とそれに関連する通商法を対話形式によって授業を行う「国際経

済法」、国際契約の実務を扱う「国際契約実務論」と「涉外法律実務演習」、現代的な法的問題について専門家が講義する「現代法特殊講義（各テーマ）」（平成26年度は、「交通・労災事故の紛争処理を巡る現代的課題」「消費者法」「知的財産訴訟実務」「倒産法実務」「医事法」「憲法訴訟」「経済刑法」などが開講されている）を開設し、さらに、基礎法学・隣接科目として、ネット社会における法的問題を対話形式によって授業を行う「法と社会（法とメディア）」を開設している。

さらに、大阪にある本法科大学院としての特長を生かして、アジアとの関係を重視した科目を設置していることも、特筆に値すると考える。具体的には、展開・先端科目に「中国ビジネス法講義1～3」を設置して中国ビジネスの全般にわたる法的問題について講義し、さらに、「中国ビジネス法演習」において、実際の法的紛争例を用いて実務処理能力を養うようにしている。また、法律実務基礎科目の「エクスターンシップ」において、JICA（国際協力機構）のベトナム法整備支援活動を海外エクスターンシップとして行っている。

**2-3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮**に関しては、以下のとおりである（「学則」別表、関西大学法科大学院パンフレット2015年度版p.10）。

修了要件単位数は100単位で、その内訳は次の通りである。

法律基本科目については、1年次配当の法律基本科目Aが26単位、2・3年次配当の法律基本科目Bが30単位で合計56単位であり、これらはすべて必修である。法律基本科目Cは選択必修で、7科目14単位の中から4単位以上を修得することが修了要件である。したがって、修了要件単位数に占める法律基本科目の単位数は100単位中60単位以上（最大で66単位）である。

法律実務基礎科目は、必修科目6単位と選択科目7科目14単位の中から6単位以上の合計12単位以上の修得が修了要件である。

展開・先端科目については16単位以上の修得が、基礎法学・隣接科目については6単位以上の修得が修了要件である。なお、単位数を合計すると94単位以上となるが、100単位に不足する6単位は、法律基本科目C、法律実務基礎科目の選択科目、展開・先端科目、基礎法学・隣接科目の中から履修することになる。

**2-4 カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置**については、以下のとおりである。

公法、民事法、刑事法の実体法について、法学未修者1年次生に対して、体系的な学識の修得及び基本的な事例研究による基本的知識の確認を目的とする法律基本科目Aを設けている。民事訴訟法と刑事訴訟法については、実体法の基礎知識が十分でない1年次に配置することは段階的学習という観点から問題のあること、及び、これらの科目については

既修者の学力が必ずしも十分ではないことから、配当年次を2年次としている（法律基本科目Bに配置する）。

2年次生及び法学既修者に対しては、公法、民事法、刑事法の実体法について、その知識・理解を段階的に深化させるとともに、特に対話方式の少人数演習科目を通じて、法曹として要求される法的思考能力・分析能力の育成と向上を目的とする法律基本科目Bを設置している。なお、民法については、学習範囲が広く段階的学習がより強く求められることから、「民法演習Ⅰ・Ⅱ」を2年次の春学期と秋学期に、「民法演習Ⅲ」を3年次にそれぞれ配置している。両訴訟法については、講義科目を2年次の春学期に、演習科目を秋学期に配置して、段階的学習に配慮している。

3年次配当の法律基本科目は、前述した「民法演習Ⅲ」のほか、選択必修科目の法律基本科目Cとして開設している総合演習科目と発展講義科目がある。「公法総合演習」は、行政訴訟の運用について、実務と理論とを総合して実践的に学ぶ科目であり、「民事法総合演習」と「刑事法総合演習」は、実体法と手続法を総合した演習科目である。実務との架橋を強く意識して、すべての総合演習において実務家教員が参加・担当している。「民事訴訟法発展講義」、「会社法発展講義」及び「民法発展講義」は、実務を意識した複合的な論点からなる複雑な事案を解決する能力を養うことを目的として対話形式で行われる授業科目であり、段階的学習の観点から3年次配当科目としている。

法律実務基礎科目については、民事訴訟における争点整理と事実認定についての基礎的な知識の習得を目的とする講義科目の「民事訴訟実務の基礎」を2年次の必修科目として配置し、「民事訴訟実務演習」を3年次の選択科目として配置して、段階的学習に配慮している。

展開・先端科目については、先端的法分野の専門的知見を段階的・系統的に学習してより深い専門的知見を修得することができるよう、多くの科目で入門科目としての「講義1」を配置して2年次での履修を可能とし、「講義2」及び「演習」を3年次に配当している。

**2-5 授業科目の内容が過度に司法試験受験対策に偏し、法科大学院制度の理念に反するものとなっていないか**については、本法科大学院の各授業科目の内容は、法科大学院制度の理念を尊重し、これに反して、司法試験受験対策に過度に偏重することのないよう配慮して設定されている。具体的には、教授会の教員懇談会や「教育推進委員会」において、司法試験受験対策に偏した授業が認められないことが、折に触れて確認されていること、FD活動の公開授業によって授業内容が定期的に他の教員によってチェックされること、授業内容の詳細はシラバスの授業計画で記述することとなっており、かつ、学生の授業評価アンケートで、授業内容がシラバスの授業計画に即しているかが質問項目となって

いること、などをあげることができる。授業において司法試験問題を扱う科目もあるが、短答式問題を知識確認のための小テストとして使用したり、授業で扱う法的问题を議論するために、当該問題に関する論点を含んだ論文式問題をあくまでも学習の素材として使用するのであって、いわゆる答案練習や試験問題の解説を目的としたものではない。

なお、シラバスの内容が法科大学院制度の理念に反するようなものとなっているような懸念の生じないよう、執行部がシラバスの内容を点検し、必要に応じて、担当者に改善を求めることもある。

**2-6、2-7、2-8 単位及び授業期間の設定**に関して、まず、本法科大学院の授業科目の単位数については、授業方法、教育効果及び授業時間外に必要な学習などを考慮して設定されている。具体的には、大学設置基準第21条、第22条及び第23条の規定に則り、週1回15週90分を2単位としている。実習科目である「リーガルクリニック」については1回の事前説明を行った後、実際に法律相談の実習を行い、その後カルテの作成と講評を行う。この実習とカルテ作成・講評の組み合わせを7回（計14回）実施することにより、また「エクスターンシップ」はまず1回の研修配属前の説明と書類作成を行った後、指導担当弁護士事務所での研修を行い（2回～13回）、14回で実務研修の結果をまとめ報告書を仕上げ提出し、15回は報告及び意見交換会としている。休講があった場合には、土曜日（授業振替日を除く）または補講期間に必ず補講を行うようしており、このことは厳格に遵守されている。

春学期・秋学期の授業期間は、それぞれ15週にわたり、試験期間はそれとは別に2週間の期間を設けている。補講期間を合わせると、1年間の授業期間は概ね35週にわたるものとして設定されている。

**2-9 法理論教育と法実務教育の架橋を図るための工夫**については、授業内容を常に事例に即した体系的な学識の修得に配慮することとし、かつ、実務家教員が実務関連科目のみならず、法律基本科目（「民法演習Ⅱ・Ⅲ」「民事訴訟法演習」「刑事訴訟法演習」、「公法総合演習」「刑事法総合演習」「民事法総合演習」）の授業を一部担当するだけでなく、教材の作成にも参加することによって、実務的論点も加えて法曹養成のための実践科目としての充実と、実務的教育への架橋の実現に特に留意している。また、法律実務基礎科目については、前述したように、実務教育の導入部分として、民事の要件事実論を扱う講義科目「民事訴訟実務の基礎」を2年次に配当し、理論教育科目である法律基本科目と並行履修させ、早い段階で教育の実をあげられるよう配慮した。「刑事訴訟実務の基礎」については、2年次の「刑事訴訟法」（講義及び演習）を履修していることが望ましいため3年次春学期に配当している。

**2-10 法律実務基礎科目**については、法律実務基礎科目の必修科目として、「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎」（2年次配当）及び「刑事訴訟実務の基礎」（3年次配当）の各2単位3科目を設置している。

**2-11 法情報調査及び法文書作成**については、法律情報の調査、収集の基本的な考え方や方法論を学び、法律鑑定文書や依頼者への報告書、補助職への指示書の作成技能や法廷における口頭での論述技術を実習して修得することを目的とする「公法・刑事法LW&D演習」及び報告メモ、鑑定書、内容証明郵便、訴状、答弁書、準備書面、契約書、和解条項などの法理関係文書の作成を実習して修得することを目的とする「民事法LW&D演習」を各2単位科目として開設している。

なお、コンピュータによる法情報検索について、入学後のオリエンテーション期間中に初歩を教えたうえで、授業において判例や判例解説、論文などの検索をさせており、法律文書の作成については、「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「刑事模擬裁判」「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」などにおいても、実習と指導が行われている。

**2-12 実習科目**については、法律実務基礎科目として、法曹に求められる実務的な技能を修得させ、法曹としての責任感を涵養するための実習を主たる内容とする科目である、「民事訴訟実務演習」「刑事模擬裁判」「リーガルクリニック」「エクスターンシップ」（各2単位）を選択科目として配置している。

また**2-13 臨床実務教育の内容の適切性とその指導における明確な責任体制**については、「リーガルクリニック」においては、1クラス3名以内の学生に対し、1名の専任または非常勤講師が、法律相談及びその検討授業の指導にあたるという体制を組んでいる。担当教員は、現役の弁護士で、素材は、現実に法律紛争や法律上の悩みを抱え、法律相談を希望して本学施設を訪れる市民の生の法律相談事案である。「エクスターンシップ」においては、1法律事務所ごとに1名ずつの学生を派遣する体制をとっている。派遣先は、大阪弁護士会から推薦を受けた法律事務所、規模や担当弁護士の実績、人柄等について一定程度の保証がなされた法律事務所である。派遣先法律事務所においては、法律相談はもちろん、法廷活動や各種書面の起案などをつぶさに見て、体験して、指導を受けることができるようになっている。「リーガルクリニック」の成績評価は、専任または非常勤講師である担当教員自身が行う。「エクスターンシップ」の成績評価は専任教員が担当し、派遣先法律事務所の弁護士から学生の評価にかかわるデータの提供を受けたうえで、独自に行う。いずれも臨床実務教育にふさわしい内容を有しており、法科大学院の教員のなかに「エクスターンシップ」と「リーガルクリニック」のとりまとめを担当する教員が配置されており、その運営において明確な責任体制がとられている。

## 2-14 「リーガルクリニック」や「エクスターンシップ」の実施に関する守秘義務へ

**の対応と適切な指導**については、「リーガルクリニック」と「エクスターンシップ」の受講にあたっては、まず、「法曹倫理」の授業を受けていることを条件として守秘義務遵守の重要性をあらかじめ十分に周知させている。さらに、受講の直前に説明会を開催し、諸々の注意点とあわせ、改めて守秘義務の周知徹底をはかる。その際、守秘義務に違反する行為を行わない旨、及び万一これに違反した場合には「学則」等による厳しい処分を受けても異議がない旨の誓約書に署名・押印のうえ提出させている。「リーガルクリニック及びエクスターンシップ受講上の遵守事項内規」を定めて、守秘義務に違反する行為は、「学則」第51条に違反する行為で、懲戒処分の対象となる旨を明記している。なお法科大学院生教育研究賠償責任保険へは受講生全員が加入している。

**2-15 特色ある取り組み**については、関西大学の教育理念である「学の実化」に基づく理論と実務の調和を重視したカリキュラムをあげることができる。平成24年度から開講した「法と社会（法実務と社会）」は、最高裁判事、札幌高裁長官、日弁連会長の経歴をもつ本法科大学院の特別顧問教授と、消費者保護や民事介入暴力等の各分野で顕著な業績を挙げた関西大学出身の弁護士によるリレー講義であり、法実務と現実社会との結びつきを具体的経験に基づいて語っていただくというユニークな試みである。また、前述したように、法律基本科目の一部科目については、実務家教員が授業を担当して教材作成に関与し、法実務と法学教育への架橋を図っている。また、実務家教員が担当する法律実務基礎科目（ただし、「法曹倫理」は研究者教員と実務家教員の分担）について、12単位以上の修得を修了要件として、必修3科目6単位に加えて、選択科目の7科目14単位から6単位以上を修得することを要求していることは、実務教育を重視する本法科大学院の特色といえる。

また、展開・先端科目については概ね、入門科目の「講義1」を2年次に、「講義2」及び「演習」を3年次に配置して、段階的学習に配慮していること、中国ビジネス法に関する科目が充実していること、海外エクスターンシップを行っていることも、本法科大学院の特色ある取り組みとしてあげることができる。

なお、課外活動ではあるが、本法科大学院設置以来、島根県大田市、高知県安芸市、兵庫県宍粟市において、実務家教員と法科大学院学生による出張法律相談会を実施してきていることも、市民のための法曹養成をめざす本法科大学院の特色を示すものとして、ここに記しておく。

## 【点検・評価（長所と問題点） 2－（1）教育課程等】

**2－1 教育課程の編成**については、本法科大学院は、平成 20 年度の認証評価において不適合との評価を受けたことを厳粛に受け止め、カリキュラム検討委員会による検討と教授会での審議を経て、カリキュラムの改正を行った。平成 25 年度の認証評価において、平成 20 年度の認証評価で指摘された問題点は改善されたことが確認された。

**2－3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮**に関しては、カリキュラムを改正して平成 20 年度の認証評価で指摘された問題を改善したところであり、平成 25 年度の認証評価においても、概ね適切であるとの評価を得た。ただし、選択必修科目の履修如何によっては、修了要件単位数に占める法律基本科目の単位数の割合が 65%以上となることから、履修制度上 65%を超えないように改善する必要があることが指摘されている。

**2－4 カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置**についても、平成 25 年度の認証評価において、平成 20 年度の認証評価で指摘された問題はカリキュラムの改正により改善されたことが確認され、各種の配慮がなされているとの肯定的な評価も得ている。しかし、平成 25 年度の認証評価では、2 年次に必修科目を集中させることに一定の合理性があることを認めつつも、①履修上の負担が過重となり、段階的学習に支障を生じさせているのではないかという懸念があること、②2 年次で法律基本科目の知識を修得できなかった 3 年次の学生のフォローが手薄であること、③選択科目 C につき、1 年次に「商法」を履修すれば、「総合演習」又は「発展講義」をいずれか 1 つ履修しさえすれば、修了することができるというのは問題であること、が問題点として指摘され、系統的かつ段階的な履修が可能となるよう、2 年次及び 3 年次における必修科目・選択必修科目・選択科目の開設バランスについて、「総合演習」及び「発展講義」の位置づけやカリキュラムの全体的な編成方針をも含め、再検討することが求められている。

**2－10 法律実務基礎科目**については、平成 20 年度の認証評価において指摘された問題点の改善を含めて、カリキュラム検討委員会で検討し、教授会の審議を経て、授業内容の見直しと科目の再編を行った結果、平成 25 年度の認証評価では、適切であると評価されている。

**2－15 特色ある取組**については、「法と社会（法実務と社会）」の開講や、中国法関係の科目、そして海外エクスターンシップ等の法実務科目も充実しており、関西大学の伝統と特性を踏まえた教育課程となっていると自負しているところであり、平成 25 年度の認証評価でも、特色ある取組として評価されている。

## 【将来への取組み・まとめ 2－(1) 教育課程等】

**2－1 教育課程の編成**については、平成 24 年度から新しいカリキュラムを実施したところであり、その教育効果等について、検証を行っていく予定である。なお、平成 25 年度の認証評価で指摘された 1 年次配当科目の「民法Ⅲ」の問題点については、今年度のシラバスにおいて解消済みである。

**2－3 学生の履修が過度に偏らないための科目配置への配慮**に関して、平成 25 年度の認証評価で指摘された問題点については、法務研究科カリキュラム検討委員会を設置して改善を図ることとした。カリキュラム検討委員会では、これに加えて、司法試験法の改正に伴うカリキュラムの改正も検討を予定している。

**2－4 カリキュラム編成における授業科目の適切な分類と系統的・段階的な配置**について、今回の認証評価で指摘された 2 年次に必修科目を集中させることの問題点についても、カリキュラム検討委員会で検討することを予定している。また、中期的視野に立ったカリキュラムの変更についても、同委員会で検討することを予定している。

## 2－(2) 教育方法等

### 【現状の説明 2－(2) 教育方法等】

**2－16 課程修了の要件**については、課程修了の要件として、標準修業年限を 3 年とし、修了所要単位を 100 単位以上としている。ただし、法学既修者については修業年限を 1 年短縮し、修了所要単位を 74 単位以上としている（「学則」別表）。いずれも法令上の基準に従っている。

**2－17 履修科目登録の上限**については、1、2 年次は 36 単位、3 年次は 44 単位を履修科目として登録することができる単位数の上限としており（「学則」別表）、いずれも法令上の基準に従っている。

**2－18 他の大学院において修得した単位等の認定**については、他の大学院において修得した単位は、本学法務研究科が教育上有益と認めるときは、26 単位を上限として本学法務研究科において修得したものとみなすことができるものとしており（「学則」第 12 条・13 条）、法令上の基準に従っている。

**2－19 入学前に大学院で修得した単位の認定方法**については、本学法務研究科が教育上有益と認めるときは、本学法務研究科に入学する前に大学院において修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む）を、本学法務研究科に設置する科目に相当すると認められるときは、26 単位を上限として本学法務研究科に入学した後の授業科目の履修により修得したものとみなすことができるものとしている（「学則」第 10 条・13 条）。ただ

し、学生が入学後に他の大学院（外国の大学院またはその通信教育を含む）で修得した単位で本学法務研究科において修得したものとみなす単位数とあわせて 26 単位を超えることはできない（「学則」第 13 条）。

**2-20 在学期間の短縮**については、2-19 に記載した入学前に修得した単位のみなし認定により、法律基本科目 A の 26 単位すべてが認定される場合、修業年限を 1 年短縮することができる、と定められており（「学則」3 条 2 項・10 条）、法令上の基準に従うものである。ただし、本学法務研究科において前例はない。

**2-21 法学既修者の課程修了の要件**については、入学試験時に行う法律科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第 1 年次配当の必修科目を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる、と定められている（「学則」第 11 条）。法学既修者について、短縮される修業年限は 1 年であり、修得したものとみなされる単位数は法律基本科目 A の 26 単位を上限としており、法令上の基準に従っている。

**2-22 履修指導の体制**については、入学前指導と入学後のガイダンスを通じて行われてきた。入学前指導としては、S 日程入試及び A 日程入試の合格者に対して実施しているが、平成 24 年度から、事前指導としての実があがるように内容を見直すとともに、実施回数を減らした。

具体的には、S 日程合格者については 8 月末に、A 日程合格者については 9 月末に、それぞれ入学までの一般的な学習指導とティーチング・アシスタントの紹介を行った上で、個別面談を行い、各人の勉学状況・学習到達度を確認して、入学までの勉学計画などの学習指導と相談を行っている。さらに、10 月中旬から 4 回（各 60 分程度）、毎週土曜日にゼミ形式の学習指導を行っている。内容は、法学未修者については、法体系の説明や基本的事項の解説を行う「法律入門」と憲法、民法、刑法の入門講座であり、法学既修者については、憲法、民法、刑法、行政法の入門講座である。各回終了後、実務家教員によるミニ講義やアカデミック・アドバイザーとの懇談会などを実施した。入学直前の 3 月頃には、B 日程の合格者も含めて、実務家教員の引率による裁判所見学を実施している（いずれも参加は任意である）。

新入生に対する履修に関するガイダンスは、入学後のオリエンテーション期間中に行い、望ましい科目履修のあり方等について説明を行っている。在学生については、年度始めに先立ち履修指導が行われる。これらのガイダンスにおいて、法律実務基礎科目である「リーガルクリニック」や「エクスターンシップ」についても、当該科目の責任担当者が説明を行い、履修を推奨する指導を行っている。

**2-23 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援**については、各教員が授業1コマ分の時間(90分)を2回に分け、授業時間帯のいずれかにオフィスアワーとして設定し、かつ1回は必ず18時以降に設定するなど、学生の利便性を高め、質問や学習相談に対応している。さらに、多くの教員が電子メールによる質問を受け付けている。

学習指導や相談をより効果的に行うため、平成20年度から、学生をクラスに分けて(1年次生は1クラス、2・3年次生は授業のクラス単位)担任教員を配置するクラス担任制をとっている。成績不良者については、クラス担任が個別に該当者を呼び出して学習指導と相談を行っている。なお、クラスに属さない残留者については、執行部が対応している。さらに、平成25年度より、定期試験後、すみやかに添削した答案を学生に返却することとし、試験結果を学習改善につなげられるように制度改革を行った。

**2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施**については、若手弁護士によるアカデミック・アドバイザーが必修の法律基本科目について、法的文書作成能力の養成(3年次生・修了生)あるいは正規授業を補完する補習授業(1年次生・2年次生)を目的として行う「特別演習」による学習支援を行い、クラス担任制と連動させた「メンター制」を導入して相談体制の充実を図っている。また、大学院博士後期課程在籍の院生と本学法科大学院の修了者で人物・成績ともに優秀な者(司法試験の合格発表後は、司法試験に合格した者)からティーチング・アシスタントを採用し、学生からの質問・相談などに応じる学習支援を行っている。

**2-25 正課外の学習支援の過度な司法試験受験対策への偏重**については、1・2年次生を対象とする「特別演習」については、補習授業として、教員が作成した教材(過去の定期試験問題やレポート課題など)を使用し、授業内容についても授業担当教員とアカデミック・アドバイザーとが密に連絡を取って行われており、その危険はない。3年次生・修了生対象の特別演習は、法的文書作成能力の養成が目的となり、平成20年度の認証評価において、「答案練習会を行う受験指導に偏したものとなるおそれがないとは言えない」と指摘されていたことを受け、法科大学院の教員とアカデミック・アドバイザーとが定期的に(当面、2か月に1度)懇談して意見交換を行い、特別演習が過度に司法試験の受験対策に偏することのないよう、厳に留意している。

**2-26 授業計画等の明示**については、冊子体の「法科大学院講義要項」において、当該年度に法科大学院で開講されるすべての講義・演習等について、授業概要・到達目標、授業計画(4単位科目は30回分、2単位科目は15回分)、成績評価の方法・基準、全科目共通の欠席基準、教科書、参考書、及び担任者からの個別の指示・連絡事項を記載する備

考の各項目で明示し、同様の内容をウェブサイト（関西大学シラバスシステム<<http://syllabus3.jm.kansai-u.ac.jp/syllabus/search/curri/CurriSearchTop.html>>）及びインフォメーションシステム上でも公開している。

**2-27 シラバスに従った適切な授業の実施**については、学生による授業評価アンケートの質問項目となっており、アンケート結果から、授業がシラバスに従って適切に実施されていることを確認している。なお、アンケート結果は、教員による改善策を含めたコメントを付して、学期ごとに冊子体にまとめられ、ロー・ライブラリーにて公表されている。

**2-28 法曹養成のための実践的な教育方法の適切な実施**については、演習科目では当然のことながら質疑応答を中心とした双方向または多方向の討論（ディベート形式も取り入れた）が行われているが（こうした授業形式に適した馬蹄形の教室も設けている）、講義科目についても、できるだけ質疑応答形式による授業を行うよう心がけている。また、定期的に教員同士による授業参観を行うことで、授業方法のさらなる改善が行われるよう配慮している。なかでも、平成25年度からは、各学期に1度、原則として全教員参加の参観授業を行い、終了後は2度にわたって意見交換を行い、授業方法の改善策を全教員で共有するようにしている。

**2-29 授業方法の過度な司法試験受験対策への偏重**については、受験対策を目的とした授業が法科大学院の制度趣旨に反して許されないことは、これまで、教授会後の教員懇談会の場でも度々確認されてきたところであり、全教員が十分に認識している。前述したように、各回の授業内容はシラバスの授業計画に記載しなければならないこと、授業内容がシラバスに即しているかは授業評価アンケートの質問項目であること、FD活動における他の教員による定期的な授業参観が行われていることから、受験対策への偏重は防がれていると考える。

**2-30 少人数教育の実施状況**については、必修の法律基本科目のうち、講義科目である法律基本科目A及び法律基本科目Bの「民事訴訟法」「刑事訴訟法」は原則として2クラス編成とし、受講生は最大19名（再履修者も含む）であり、演習科目である法律基本科目Bは1学年4クラスとし、いずれのクラスも最大限20名（再履修者も含む）として、適正な学生数で編成されている。法律実務基礎科目の必修科目は、3～4クラス編成とし、履修者数は1クラス最大で11名である。その他の科目については、平成20年度の認証評価において、「履修登録者数が適正学生数（50名）を相当程度大きく上回る」と指摘されたことを受けて、履修登録者数が適正な学生数を越える場合はクラス分割を行うことにより、履修登録者数が50名を超える問題を解消した。

**2-31 各法律基本科目における学生数の適切な設定**については、学生数の設定状況は次の通りである。平成26年度春学期における1クラスの学生数は、1年次配当の法律基本科目Aに属する講義科目は、旧カリキュラムの「民法I（財産取引法総論）」の1名を除いて、6名から10名の範囲内に、法律基本科目B及び法律基本科目Cに属する各演習科目は、最大限20名の範囲におさまっている。したがって、法律基本科目の1クラスの学生数は、法令上の標準である50名の範囲内となっている。

**2-32 個別的指導が必要な授業科目における学生数の適切な設定**のうち、「リーガルクリニック」においては、1クラス3名以内の学生に対して、1名の教員（弁護士資格を有する非常勤講師）がクラス担当となっている。法律相談を行う場合にはもちろん、法律相談の検討を行う授業においても、必ず当該教員が同席して指導するという体制をとっており、各学生に対するきめこまかな教育上の配慮を行い、教育効果をつぶさに見ることができるようになっている。「エクスターンシップ」については、1法律事務所に1名の学生を派遣する体制になっている。担当弁護士の法律実務の処理をつぶさに見たうえで、その指導を受けることができる。また、当該法律事務所に複数の弁護士が所属している場合には、担当弁護士の責任において、他の弁護士の法律実務の処理を見ることができ、多様な弁護士の実際の処理を見ることができる。

**2-33 成績評価、単位認定及び課程修了認定の基準及び方法の明示**については、「学則」（「平成26年度（2014）法科大学院要覧」p.41～50）において、開設科目、配当年次、単位数等とともに、修了要件が規定され、入学式後に行われる入学者対象の履修ガイダンスにおいても、カリキュラムの概要と修了要件、成績評価等の説明が行われている。また、各科目の評点は、S：90点以上、A+：89～85点、A：84点～80点、B+：79点～75点、B：74点～70点、C+：69点～65点、C：64点～60点、F：59点以下で、C以上を合格とする。各科目の成績評価の基準・方法については、講義要項において明示されている。

平成20年度の認証評価の指摘を受け、シラバスに期末試験と平常点とのウェイト付けを可能な限り詳細に明示するよう改善した。

なお、平成25年度の認証評価において、出欠を含めた平常点の取扱いに関する記述内容には、相当程度の差異がみられており、そのなかには法科大学院共通のガイドラインと異なるものも散見され、学生に誤解を生じさせる可能性が否定できない状況にあること、また、出欠の取扱いを含む平常点の採点が授業科目の担当教員に全面的に委ねられていることの不適切性が指摘された。これを受け、シラバスにおいて、全科目共通事項として、「定期試験（又はレポート試験）と平常点との評価割合（例えば、定期試験＝70%、平常点＝30%）を示したうえで、欠席の取扱いについて、『欠席を減点

要素とし、5回以上欠席した場合は、単位を認めない。』とする」ことを教授会において申し合わせ、平成26年度シラバスから実行に移した。また、平常点の採点基準についても、全科目共通事項として、シラバスに明示するか、授業開始時に明示することを申し合わせた。また、各科目の平常点の採点の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等の構築については、教育推進委員会で検討されることになっている。

**2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施**については、各科目の成績評価は、明示された基準及び方法に基づき平常点（講義中の質問に対する発言内容、レポート、数回の小テスト等）を考慮しつつ、筆記、論文等の定期試験により総合的に行われている。複数クラス編成が行われている科目については、成績評価の厳格性と公平性を担保するため、担当者の合議により単一の試験を実施し、採点基準も単一のものを設けている。成績評価の客観性を担保するため、採点は学生の氏名を伏せて行い、それを事後に名簿と照らし合わせ、平常点を加味して最終的な成績判定を行っており、また、学生からの成績疑義制度も採用している。成績評価の各要素の比率は、定期試験（期末試験）の成績が占める割合を原則として60～70%とすること、科目毎の評点の分布は、80点以上：79点～70点：69点～60点をおよそ2：4：4の比率、F（不合格者）は履修者の2割程度以内とすること（ただし、履修者が少なく、この基準によりがたい場合は、その状況により適宜調整する）について教員間で合意した。現在では、2割を超えて不合格者を出すことも認められているが、各科目の不合格率は学期ごとに教授会において共有され、かつ学生にも開示して、科目間で極端な偏りが生じないように努めている。

**2-35 再試験の基準及び方法の明示とその客観的かつ厳格な実施**については、本法科大学院は再試験の制度は設けていない。

**2-36 追試験などの措置とその客観的な基準に基づく追試験などの実施**については、学生が、病気その他やむを得ない事情により単位認定に関わる試験を受験できなかった者で、その理由が教授会において正当であると認められた者に対し、追試験を行うことにしており、追試験制度はあらかじめ明示されている。

追試験受験希望者は、その旨の証明書（医師の診断書等）及び「定期試験欠席届」を提出する。ただし、「レポートの提出をもって学期試験に代える科目」及び「平常授業時の試験・成績をもって単位認定する科目」については追試験を行わない。なお、追試験受験者の成績評価基準は、通常の期末試験受験者と同様の成績評価基準により採点することとしている。

**2-37 進級制限**及び**2-38 進級制限に代わる措置**については、法学未修者1年次生についてのみ進級制限を設け、1年次配当の必修科目（法律基本科目A）26単位中、20単

位以上の単位を修得できていない者には進級を認めていない。法律基本科目の2科目以上について基礎学力が不足している者は、2年次で展開される演習科目の履修に耐えられないと考えるからである。

2年次から3年次への進級制限は設けていない。2年次配当科目と3年次配当科目との間には、法律基本科目Aと同Bとの間のような、前者を履修して初めて後者の履修が可能となるという密接な関係が存在しないからである。ただし、各科目において厳格な成績評価を実施しているため、一定数の単位を修得できなければ、3年に進級できても修了することは相当に困難である。本法科大学院は厳格な成績評価を行っており、3年次への進級制限を設けなくても安易な修了認定となる危険はなく、むしろ、厳格な成績評価に加えて厳しい進級制限を設けると、学生を単位の取得だけを目的とした学習に追い込む危険があると考える。

#### 2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施及び2-40

**FD活動の有効性**については、法科大学院の開設後、直ちに、全学のFD委員会とは別に法科大学院独自の「FD委員会」（専任教員5名によって構成。1名以上の実務家教員を含む）を設置し、全学のFD委員会とも連携を図りつつ、公開授業の参観、授業評価アンケートの調査結果資料の作成などのFD活動を行っており、その成果を授業方法の改善等に役立てている。また、「FD委員会」によるFD活動とは別に、民事法系、刑事法系、公法系等の教員間で行われている教材作成や授業方法の進め方についての打ち合わせも教育内容と方法改善に役立っている。

公開授業は、年に2回（春学期と秋学期各1回）、公法系、民事系、刑事系、応用・基礎法学・学際分野の4分野からそれぞれ6～7名の科目担当者（担当者は毎回別の者とし、2年程度で一巡するようにしている）を選んで実施している。同じ分野の教員は原則として参加することとし、また、参加者は書面によって意見を述べることにしているが、各公開授業について2名から5、6名程度の参加実績となっている。公開授業に寄せられた意見及びそれに対する授業担当者のコメントは、授業評価アンケートとともに、冊子体にまとめられ、教員に配布されるとともに、学生にもロー・ライブラリーにおいて公表されている。なお、公開授業か否かにかかわらず、教員の授業参観はいつでも自由である。

これらの個別の公開授業に加えて、平成25年度からは、各学期に1度、原則として全教員参加の公開授業を行い、終了後は2度にわたって意見交換を行い、教育内容及び教育方法の改善策を全教員で共有することができるようになった。

「FD委員会」の活動は、上記公開授業の参観のほか、学生による授業評価アンケート、司法研修所の授業傍聴見学のための教員派遣等を行っている。

以上の取り組みに加えて、「教育推進委員会」が、教育改善に関する検討事項及び修了生ティーチング・アシスタント（3-17参照）に対して行った授業方法及び教材に関するアンケートの結果を全教員に配付し、それに対する各パート別の検討を要請した。検討結果は、同委員会において集約のうえ、教授会で報告され、全教員間で共有された。加えて、同委員会は教員に対して、教材のあり方に関するアンケートを実施し、その結果を集約した。平成25年度に全科目の教材・資料を集中的に検討させるため「教材検討委員会」を設置し、同委員会は、検討結果を教授会に報告して、標準的な教材仕様を「教材ガイドライン」として提示するとともに、改善が必要と考えられる科目については、個別に改善を要請した。また、修了生ティーチング・アシスタントからの意見を踏まえて、最初の授業においてガイダンス的説明を行うことが決定された。

**2-41 学生による授業評価の組織的な実施**については、履修者5人以上の全科目を対象に（必修の法律基本科目については、履修者の数を問わない）、授業内容（2項目）、教授方法（5項目）、授業による成果（3項目）、受講態度（4項目）、課題・学習支援・設備等（2項目）の計16項目についての5段階評価方式と、授業に関する意見、要望、感想などを自由記述する方式の学生による授業評価アンケートを年に2回（春学期と秋学期各1回）実施している。回収方法は、5段階方式については、回収率を上げるため、授業中に記載して終了時に回収し、自由記述方式は、個人を特定できないように、提出後、事務室にて電子データに変換している。

**2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備**については、学生アンケートの結果に対して、各教員が「今学期の授業で工夫・留意した事項／今年度の授業の分析等」を叙述したうえ、「今後の対応および改善策等」をまとめた文書を提出することとされており、教育の改善につなげる体制を整えている。公開授業参観者の意見に対して、担当教員は必ずコメントを提出することとされている。また、執行部とFD委員会委員は、非常勤及び兼担教員との懇談会を各学期に開催し、意見を聴取し教育内容・方法の改善の一資料としている。

授業評価アンケートの結果及び授業参観の意見とコメントは、学生用ロー・ライブラリーに備え置き、学生の閲覧に供してきたが、平成22年度より冊子体で発行されるようになり、「FD委員会」や「教育推進委員会」における教育方法の改善のための議論の資料としても活用されている。

また、アンケート項目の適切性を随時検討し、質問形式や文言の見直しを図り、より、回答しやすくかつ質問意図が適切に伝わるように改善に努めている。

**2-43 教育方法に関する特色ある取組み**については、これまでも公開授業を通じて、お互いの教育方法の工夫を学び合ってきた。また、実務家と研究者教員が共同で授業に関わることを通じて、模擬裁判や模擬和解などのユニークな教育方法も編み出されてきた。これらは本法学科大学院の特色ある取組みといえることができる。

## 【点検・評価（長所と問題点） 2-（2）教育方法等】

**2-23 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援**については、クラス担任制が必ずしも効果的な学修相談・学習支援とはなっていなかったため、メンター制を導入して担任制を補完して、その実質化を図ろうとしていることは評価できる。午後6時からのオフィスアワーを開設したことも、学生の利便性の向上という観点から評価できる。成績不良者との面談については、その後に単位を取得して修了または、成績をもちなおす例があり、一応の効果がみられる。

**2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施**については、修了生ティーチング・アシスタントの努力もあり、学習相談や学習会などが活発に展開されている。ただ、修了生・司法試験合格者がティーチング・アシスタントを務める期間は限られており、その他の期間は、本学や近隣国立大学の法学研究科博士後期課程に所属する学生がティーチング・アシスタントを務めている。法学研究科を修了したティーチング・アシスタントのなかにも司法試験合格者はいるが、学生の認知度が低いため学生の活用度が相対的に低く、専門分野に関しても、民事法系専攻のティーチング・アシスタントが常時勤務しているわけではないという問題が未だ解決されていない。アカデミック・アドバイザーによる「特別演習」については、下位年次の学生のほとんどが利用しているが、上位年次になるほど参加者が減少しており、その原因と対策について「教育推進委員会」が検討を進めている。

**2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施**については、適正かつ厳格な成績評価が行われていることは、合格率や修了率の数字から明らかである。ただ、成績評価の分布比率に関する当初の合意が実態に合わなくなった結果、成績評価の運用が担当者にゆだねられることとなり、結果として合格率や成績分布につき科目間でのバラツキが生じてきている問題がある。

**2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施**、**2-40 F**  
**D活動の有効性**及び**2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備**については、従来、教育内容・方法の改善が、もっぱら各教員の個人的実践に委ねられていたという問題を抱えていたが、現状の説明で説明した通り、教育推進委員

会とFD委員会、さらには教材検討委員会における精力的な活動と、教授会での検討を通じて、教育の改善に関する組織的な取り組みが行われるようになったことは、大いに評価できる。

### 【将来への取組み・まとめ 2-(2) 教育方法等】

教育内容に関する問題点については教育推進委員会において、教育方法及び教員の資質向上に関しては、「FD委員会」において、具体的な対応策が検討されている。これら委員会での検討結果を踏まえ、教授会での議論も積み重ねて、具体的な改善策を確定して、実施していく予定である。また、個々の教員の先進的な取り組みや教育実践について、相互の情報共有をより意識的に進めていくことが教授会において確認されている。

**2-23 教員による学習相談体制の整備と効果的な学習支援**及び**2-24 アカデミック・アドバイザーやティーチング・アシスタント等による相談体制の整備と学習支援の適切な実施**については、オフィスアワーについて学生の利便性を高め、クラス担任制と連動させたアカデミック・アドバイザーによる「メンター制」を導入して相談体制の充実を図る改革が行われたが、今後も、より効果的な学習支援体制を整えるために努力していく必要がある。ティーチング・アシスタントを配置するうえでの専門分野の充実については、予算の効果的な運用方法も含めて引き続き執行部で検討する。

**2-34 成績評価、単位認定及び課程修了認定の客観的かつ厳格な実施**については、成績評価をどのように行うかは困難な問題であり、教授会でもかなり時間をとって議論したが、いまだに明確な合意には至っておらず、今後さらに執行部及び「教育推進委員会」において検討をすすめていく必要がある。

**2-39 教育内容及び方法の改善を図るためのFD体制の整備とその実施**、**2-40 FD活動の有効性**及び**2-42 学生による授業評価の結果を教育の改善につなげる仕組みの整備**については、教育内容・方法の改善について法学科大学院全体で組織的に検討するため、「FD委員会」と「教育推進委員会」との連携をさらに強化する必要がある。さらに、「法学科大学院再生会議」のもとにおかれたプロジェクトにおいても、「法曹養成教育推進会議」の設置が決まった。これを受けて、本年度の司法試験終了後、法科大学院及び法学部教員、アカデミック・アドバイザー合同で「司法試験検討会」が開催されたが、このような取り組みを今後も進めていく必要がある。

### 2-(3) 成果等

#### 【現状の説明 2-(3) 成果等】

**2-44 教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性**については、シラバスには授業

の到達目標を記載することになっており、この目標の達成度の測定・評価は、小テスト、レポート、定期試験を通じて、各授業担当教員が個々に行っているが、その測定・評価方法について本法科大学院としての統一した取り決めを設定するには至っていない。

なお、法律基本科目については、授業内容が「共通的な到達目標モデル(第2次案修正案)」と同等か、それ以上の水準となることを確保するべきであることにつき、教授会や「教育推進委員会」において確認している。これを受けて、平成26年度より、「共通的な到達目標モデル(第2次案修正案)」と授業各回の対照表を配布することになった。

**2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況**について、司法試験の合格状況について、本法科大学院は、毎年、司法試験の合格発表があつてから、当該年度の受験者数及び合格者数についてのデータをまとめ、教授会において報告している。また、合格者からの詳細なアンケートを実施し、法科大学院における教育のあり方を省察する手段としている。標準修業年限修了者数及び修了率についても、修了査定教授会において示されている。

司法試験の合格者数・合格率が低迷し、本学の教育目標が達成されているとは言い難いことから、平成24年度において、「教育推進委員会」が分析を行って、2-39で述べたとおり、授業内容や教材・レポート課題の在り方などについて改善策を提案するとともに、全教員参加型の公開授業の実施や、教材検討委員会による教材作成スタンダードの策定・提案、及び既存の教材検討の実施など、理念・教育目標の達成に向けた努力を行っている。

**2-46 修了生の法曹以外も含めた進路の把握**については、主に「就職支援委員会」が、公務員試験や民間企業も含めた就職支援を行うとともに、各人の進路に関する情報の把握に努めている。修了生の動向を把握することには困難が伴い、常に情報を共有できる体制が必要であると認識している。平成25年度より、各教員が修了生に私信のかたちで現況を尋ね、また、法科大学院の施設及び行事を利用する意思を問う内容のメールを年2回程度発信するようになり、これまでより、各修了生の動向を把握しやすくなっている。

**2-47 修了生の進路の状況及び社会における活動の状況等の公表**については、本法科大学院のウェブサイト「進路・就職支援」のページ (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/career/support.html>) を設け、司法試験の合格者数や法律事務所などへの就職者数を公表するとともに、「法曹以外の志望者に向けた就職支援」の項を設けて裁判所書記官や企業の法務部に就職した修了生の声を掲載している。これらはパンフレットにも記載し、入学志願者などに配布している。

**2-48 教育成果に関する特色ある取組み**については、まずは本法科大学院が掲げる理念・目的を体現した法曹を要請することに注力しており、特色ある取り組みとして特筆すべきことはない。

#### 【点検・評価（長所と問題点） 2-（3）成果等】

**2-44 教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性**については、「教育効果を測定する制度的仕組みが存在しない」という問題が改善されずに残っていたが、共通到達度確認試験（平成26年度試行試験）に参加することを決定した。

**2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況**については、「教育推進委員会」による授業内容や教材・レポート課題に関する改善策や、「教材検討委員会」による教材の適切性や教材仕様の検討など、改善に向けた動きが見られる。

**2-46 修了生の進路の把握**については、「就職支援委員会」が在学生のみならず修了生も対象にした進路説明会を行うなど、活発な就職支援活動を行っており、また、前述のように、3～4ヶ月に1回程度の割合でメールにより専任教員による修了生の動向把握調査が行われており、修了生の進路を把握するための取り組みが行われている。

#### 【将来への取組み・まとめ 2-（3）成果等】

**2-44 教育効果を測定する仕組みの整備とその有効性**については、「FD委員会」と「教育推進委員会」との連携を強め、学生アンケートの質問項目の見直しや教育方法の改善への結びつきなどを含め、法学科大学院全体の組織的な教育効果を測定する仕組みの構築について検討することが望まれる。

**2-45 司法試験の合格状況を含む修了者の進路の適切な把握・分析による理念・目的及び教育目標の達成状況**については、これらの把握・分析をいかにして達成状況の改善に結びつけるかが、今後の課題である。

**2-46 修了生の進路の把握**については、全学共通組織のキャリアセンターの協力の下、オムロンパーソナル株式会社との連携による就業支援が始まったところであり、今後の展開を注視しているところである。

### 3 教員組織

#### 【現状の説明】

**3-1 専任教員数に関する法令上の基準（最低必要専任教員 12 名、学生 15 名につき専任教員 1 名）の遵守**については、本法科大学院において授業を担当することができる教員は、「学則」第 20 条により、専門職大学院設置基準第 4 条及び第 5 条、告示第 53 号に規定する資格に該当する本学の教員（教授及び准教授）である。本学の教員は、専任教員と、所属組織、職務及び期間を限定して任用する教員（教授または准教授）である特別任用教員（以下、特任教員という）の 2 種類で構成される。本法科大学院に所属する特任教員は、専門職大学院設置基準に定める専任教員に算入できる教員である（「特別任用教育職員規程施行細則（法務研究科）」第 2 条）。

告示第 53 号第 1 条第 1 項により算出され、専攻ごとに置くものとされる専任教員の数は 20 名であるところ、平成 26 年 5 月 1 日現在、専任教員数は 25 名（研究者教員 16 名；実務家教員 7 名；みなし専任教員 2 名）であり、法令上の基準は遵守されている。

**3-2 1 専攻に限った専任教員としての取り扱い**については、告示第 53 号第 1 条第 2 項にしたがい、すべての専任教員は、法務研究科 1 専攻に限り専任教員として取り扱われている。

**3-3 法令上必要とされる専任教員数における教授の数（専任教員数の半数以上）**については、現在の専任教員 25 名のうち 23 名（うち、2 名はみなし専任教員）が教授であり、基準を満たしている。

**3-4 教員の専門分野に関する高度な指導能力の具備**については、専任教員は、「関西大学教育職員選考規程（就）」及び「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要領」によって任用されており、

基礎データが示すとおり、専任教員については、専攻分野について研究上の優れた業績をもつ研究者教員と、豊かな実務経験をもつ実務家教員を配置している。

**3-5 法令上必要とされる専任教員における実務家教員の数**については、告示第 53 号第 2 条第 1 項、第 3 項及び第 4 項により、専任教員のおおむね 2 割以上は、おおむね 5 年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者でなければならないが、専任教員 25 名のうち 9 名が、5 年以上の法曹としての実務の経験を有し、かつ高度の実務能力を有すると認められる実務家教員である。

**3-6 法律基本科目の各科目への専任教員の適切な配置**及び**3-7 法律基本科目、**

**基礎法学・隣接科目及び展開・先端科目への専任教員の適切な配置**については、次のようになっている。

まず、本法科大学院における法律基本科目について必要とされる専任教員数は、次のとおりである。

憲法 1 名；行政法 1 名；民法 1 名；商法 1 名；民事訴訟法 1 名；刑法 1 名；刑事訴訟法 1 名

これに対して、平成 26 年 5 月 1 日現在の専任教員の配置は、憲法 2 名、行政法 2 名、民法 5 名、商法 2 名、民事訴訟法 1 名、刑法 2 名、刑事訴訟法 2 名であり、法律基本科目については、「刑法 I」及び「民法 I」を除き、専任教員が担当している。展開・先端科目については、労働法・倒産法・租税法・国際関係法（私法系）について各 1 名の専任教員を配置し、配当科目の 20%以上を専任教員が担当しており、適切である。

**3-8 主要な法律実務基礎科目の実務家教員の配置**については、法律実務基礎科目については、すべての科目について実務経験がある教員が配置されている。特に主要な科目である「法曹倫理」「民事訴訟実務の基礎」「刑事訴訟実務の基礎」「刑事模擬裁判」「民事訴訟実務演習」については、専任教員 4 名（元裁判官 2 名、弁護士 2 名）及び派遣検察官 1 名、派遣裁判官 1 名が担当している。

**3-9 専任教員の年齢構成**については、専任教員の年齢分布（平成 24 年 5 月 1 日現在）は次の通りである。

31 歳から 40 歳	3 名	41 歳から 45 歳	0 名
46 歳から 50 歳	2 名	51 歳から 55 歳	5 名
56 歳から 60 歳	6 名	61 歳から 65 歳	5 名
66 歳から 70 歳	4 名		

平均年齢は、56.7 歳である（平成 26 年 5 月 1 日現在）。

**3-10 専任教員の男女構成比率の配慮**については、専任教員 25 名のうち女性の教員は 3 名（12.0%）であり、男女構成比率については特に配慮を行っていない。

**3-11 専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮**については、実務家教員については定年退職等の異動があるときには、その出身母体から適切な後継教員が選ばれる慣行がほぼ確立している。研究者教員については、他大学より適切な人材を招聘するよう努めている。

**3-12 教員の募集・任免・昇格の基準、手続に関する規程**及び、**3-13 教員の募集・任免・昇格に関する規程に則った適切な運用**について、従来は、「関西大学教育職員選考規程（就）」のみに拠って任用等が行われていたが、審査委員会等の手続規定を欠いていたため、平成 23 年に「法務研究科における任用及び昇任人事の審査手続に関する取扱要

領」を制定し、手続の整備及び明確化を行い、それ以降は新たな手続に基づいて実施されている。

**3-14 専任教員の授業担当時間の適切性**については、本学における専任教員の責任授業時間数は、教授が 8.0 授業時間、准教授が 6.0 授業時間（特任教員は 4 単位）とされている。平成 26 年度における専任教員の平均授業担当時間は 6.4 授業時間となっている（1 授業時間は 45 分）。最も時間数が多い専任教員は 8.0 授業時間、最も少ない専任教員は 4.4 授業時間（春学期国内研修者）を担当している。

なお、担当授業時間のうち、大学院における担当授業時間は、規定により 1 時間を 1 時間 30 分として取り扱うこととなっている。

**3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障**については、「関西大学在外研究員等規程」、「関西大学在外研究員等規程施行細則」、「関西大学国内研究員規程」、「国内研究員研究費支給内規」及び「関西大学研修員規程」並びに「研修員研修費支給内規」にしたがって、研究専念期間等の制度が保障されている。本法科大学院教員にもこれらの規程等が適用される。

**3-16 専任教員への個人研究費の適切な配分**については、専任教員に対しては平等に年額 510,000 円、特任教員に対しては平等に年額 250,000 円の個人研究費が配分されている。その取扱いは「関西大学個人研究費取扱規程」にしたがうものとされている。

**3-17 教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備**については、研究に関しては、全学組織として研究推進部が設置されている。教育活動を支援する体制として、ティーチング・アシスタント制度が採用されている。

常時数名のティーチング・アシスタントが T A 執務室に勤務し、学生からの質問への回答、レポート作成指導などを行っている。執務時間は T A 執務室の入口に掲示して事前に公表している。

ティーチング・アシスタントは、大学院後期博士課程在籍学生に加え、本法科大学院の修了者で、司法試験の合格発表までの間は特に成績優秀な者を、司法試験合格発表後は司法試験合格者を採用している。ティーチング・アシスタントの任用に際しては、履歴書を執行部会で確認している。

さらに、アカデミック・アドバイザーとして若手の弁護士（弁護士になって数年以内）33 名（平成 26 年度現在）が、2-18 で述べた「特別演習」の担当者として任用されている。

**3-18 専任教員の教育・研究活動の活性度を評価する方法の整備**については、全学共通の制度として、教育業績及び研究業績に関しては、「学術情報システム」で公開している。

(<http://gakujo.kansai-u.ac.jp/search/index.jsp>) このシステムが本学における教育・研究活動と社会との窓口としての役割をもち、それによる評価を社会的に受けることで、本学における教育・研究の質の維持・向上に寄与している。

さらに、本法科大学院のFD活動として授業評価アンケートと公開授業が行われている。授業評価アンケートについては、学生も「インフォメーションシステム」で結果を知ることができ、平成22年度秋学期より「関西大学法科大学院FD活動報告書」を学期ごとに発行し、教員・学生がより閲覧しやすい状態にしている。アンケート結果については、担当教員の側から「今学期の授業で工夫・留意した事項／今年度の授業の分析等」と「今後の対応および改善策等」についてのコメントを付すこととされており、フィードバック体制を整えている。公開授業については、専任教員については2年に1度のローテーションで実施し、必修科目を担当する兼任教員・非常勤講師については、学期ごとに数名ずつ公開授業を実施することとしている。また、参加者は、授業担当者に意見を提出し、授業担当者のそれに対するコメントが「FD活動報告書」に記載されている。なお、平成25年度からは、全員参加型公開授業も併せて実施している。

**3-19 教員組織についての特色ある取組み**については、パート毎に、教材の作成・改訂、授業の内容・方法・シラバスの検討、試験問題の作成や採点基準の検討などを行うために定期的にパート会議を開いている。例えば、2-39及び2-40で述べたとおり、「教育推進委員会」が各パートに教育内容・方法などについて検討を要請した際には、パート会議において検討・改善が進められている。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

**3-11 専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮**については、設立当初は、法科大学院を修了した司法試験合格者のうち優秀な者を助手（助教）として採用し、既存の法学研究科博士後期課程に入学させて後継教員の養成をはかる構想も非公式には存在したが、これまで実現できていない。

実務家教員の補充についてはその出身母体から適切な後継教員が選ばれる慣行がほぼ確立しているが、研究者教員の補充については、今後とも他大学との間で優秀な人材の確保を巡って競争が行われ、困難が予想される。

**3-14 専任教員の授業担当時間の適切性**については、専任教員全体の平均授業担当時間は、教育の準備及び研究に配慮した適正な範囲内に収まっていると評価される。

**3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障**については、大学の定めたルールの下に実施されているが、法科大学院内では代替教員の手当てが困難な場合もあり、法学部教員に

よる支援を受けることもある。

**3-17 教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備**については、次の問題を指摘できる。基本六法科目のうち、一部の科目についてティーチング・アシスタントを配置するには至っていないし、それぞれの執務時間にも多寡がある。また、全教員が積極的にティーチング・アシスタントを利用できる状態にはなっていない。

**3-19 教員組織についての特色ある取組み**については、3-11にも関連して、教員の後継養成及び補充を安定的に実現していくためには、特に法学部及び法学研究科との連携が求められるところであり、「法学部との定例協議会」でも検討事項とされたところもあるが、現時点においては、そのための仕組み・制度が整備されていないという問題を抱えている。

#### 【将来への取組み・まとめ】

**3-11 専任教員の後継者の養成または補充等に対する適切な配慮**については、後継者養成は、本法科大学院を修了し、司法試験に合格した者の中から、既存の法学研究科博士後期課程に入学し、研究者を志望する者もわずかながら現れてきており、研究者養成について既存の法学研究科との連携をいかにして図るのか、「法学部との定例協議会」において、法学部執行部と共同で検討する時期がきている。

専任教員の補充については、教授会で検討した中・長期的な教員配置のあり方を踏まえて、対策を講ずる必要がある。

**3-14 専任教員の授業担当時間の適切性**及び**3-15 教員の研究活動に必要な機会の保障**については、法学部の教員構成や兼任教員の手配とも関係することから、法学部との調整を密にする必要があり、「法学部との定例協議会」において引き続き協議していく必要がある。

**3-17 教育研究に資する人的な補助体制の適切な整備**については、基本六法科目のうち一部の科目についてティーチング・アシスタントを配置するには至っていないことが問題であるが、既存の法学研究科から人材を求めることも困難になっており、従来は公募による採用は行ってこなかったが、執行部において早急に対応すべく、広く公募も含めて採用方法を模索しなければならない。

**3-19 教員組織についての特色ある取組み**については、現在、「法科大学院再生会議」のもとに設置されたプロジェクトにおいて、「法曹養成教育推進会議」を設置して、法学部教員と共同で法曹養成について検討している。

#### 4 学生の受け入れ

##### 【現状の説明】

**4-1 学生の受け入れ方針、選抜方法及び選抜手続きの適切な設定並びにその公表**については、次のとおりである。

法科大学院制度の趣旨ならびに本法科大学院の理念、目的及び教育目標をふまえて、本法科大学院は、次の3項目を学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）としている。①豊かな市民感覚と適格な人権感覚を備えた市民派の草の根的法曹を養成するため、社会的な活動経験や実務経験を考慮する。②国際感覚豊かで、世界に雄飛する国際派法曹を養成するため、秀でた語学的素養を考慮する。③複雑化する現代社会をリードする多彩な専門的知識を併せ持つ法曹を養成するため、すでに持っている医師、公認会計士、弁理士、司法書士などの資格を考慮する。選抜方法及び選抜手続きは、4-2に示すとおり、適性試験成績を含む事前の書類審査及び試験当日の筆記考査・面接を対象者ごとに適切に課して、入学者の適性を適確かつ客観的に評価できるように設定している。

以上については、学生募集要項はもちろんウェブサイト（<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/admission/index.html>）で事前に入学志願者をはじめ広く社会に公表されており、各種入試説明会でも周知徹底されている。

**4-2 学生の適確かつ客観的な受け入れ**については、次のとおりである。

本研究科においては、入学試験をS日程、A日程、B日程の3回実施している。

○S日程は、学部卒業見込で成績優秀者を対象として、法学未修者コースについては、書類審査（適性試験の成績、学業成績、語学能力・資格能力等）及び面接試験を行って選考している。法学既修者コースについては、書類審査に加え法律科目試験及び面接試験を行って選考している。

○A日程は、一般入学試験と実務経験者特別入学試験を実施している。一般入学試験の法学未修者コースについては、書類審査（適性試験の成績、学業成績、語学能力・資格能力等）及び筆記試験により選考している。筆記試験では、読解能力及び文書作成能力を評価する問題として長文読解・小論文を課し、法律知識を問う問題は課していない。また、法学既修者コースについては、書類審査及び法律科目試験によって選考している。一方、実務経験者特別入学試験においては、書類審査で上記項目に加えて実務経験も評価している。

○B日程では、一般入学試験を実施しており、法学未修者コースについては、書類審査（適性試験の成績、学業成績、語学能力・資格能力等）によって、法学既修者コースについては、書類審査及び法律科目試験によって、それぞれ選考している。

なお、未修者コース合格者を対象に、B日程において実施していた「法学既修者認定試験」については、平成25年度の認証評価により「入学手続が未了の者に対して、各種のプログラムを提供したうえで、「法学既修者認定試験」を受験させる環境を整えるということは、公正・中立であるべき入学試験に対する信頼を損なう可能性」もあるとの指摘を受け、2015(平成27)年度入学試験から、「法学既修者認定試験」を廃止することを決定した。

入学試験の採点方法は、次のとおりである。

書類審査は、1通の書類を2名の試験委員で審査することによって、客観性・公平性を確保している。志願者が申告した評価項目は、各種資格や語学能力などを取得の難易度をもとにあらかじめ点数化された区分表に基づき、これを評価している。

面接試験は、2名の試験委員によって行っている。既修者コースにおいては学部での勉強状況等に関する質疑応答を通じて、コミュニケーション能力や理解力、表現力を、未修者コースにおいては設問に対する事案解決能力や論理的な思考力、表現力、理解力を総合的に評価することとしている。

筆記試験について、長文読解・小論文試験では、内容把握能力、推論能力、論理的展開能力、意見表明能力等を問う。答案の採点は、あらかじめ採点者全員で討議して定めた採点基準に従って、1通を2名1組の試験委員で採点し、客観的かつ公平な評価を行っている。さらに採点者の組ごとに不公平が生じないように、得点分布を調整することとしている。その際にも、採点者間で討議を行っている。法律科目試験は、法学未修者コース1年次を履修したものとみなしうる学力の有無を判定する試験に相応しい難易度の問題を、各科目複数の専門教員の討議によって作成している。答案の採点は、1通を2名で採点し、協議の結果、相当な点数を決定することとし、客観性・公平性の確保の徹底を図っている。さらに、科目間の不公平が生じないように、得点分布が同じになるように得点調整も行うこととしている。その際にも科目間の採点者間で討議を行っている。

なお、本法科大学院の教育に支障が生じることがないように、筆記試験については、基準点を設けている。この点は、学生募集要項において、あらかじめ志願者に告知している。

**4-3 志願者が入学者選抜を受ける公正な機会の確保**については、受験資格をみたす者を平等に扱い、機会の公正を厳正に確保している。

**4-4 入学者選抜における競争性の確保**については、入学試験の平均競争倍率（受験

者数/合格者数)が、平成25年度は、2.04倍、平成26年度は、2.00倍であり、2倍を維持し、入学者の質の確保に努めている。

**4-5 入学者選抜試験に関する業務の実施体制とその適切な実施**については、入学者選抜試験に関する業務を行う委員会は設けていないが、入試主任及び大学院入試グループが実施体制案を作成し、執行部会での検証を踏まえて教授会に諮り承認を得て、各教員と事務組織の協力体制を築いている。

**4-6 各々の選抜方法の適切な位置づけと関係**については、S日程は、主として学部卒業見込者を対象としていることから、法曹へのモチベーションを早期に高めさせることを意図して8月上旬に選抜試験を実施している。A日程は、社会人等も含めたあらゆる階層を対象として8月下旬～9月上旬に選抜試験を実施している。B日程は、2月下旬に選抜試験を行うことにより、A日程以降に学力向上を果たした受験生に対し広く門戸を開いている。

法学未修者コースについては、本法科大学院の1年次の教育を受けるに相応しい思考力を試す試験を行い、法学既修者コースについては、本法科大学院の2年次の教育を受けるに相応しい法的知識と法学的素養を試す試験を行い、各コースの趣旨に即した試験を行っている。本法科大学院では、両コースの併願を認めているが、審査はコースごとに行っており、一方の結果を他方の結果の審査の際に考慮するようなことは一切行っていない。したがって、各コースの選抜方法の位置づけと関係は適切である。

**4-7 公平な入学者選抜**については、自校推薦や団体推薦等による推薦枠を設けるなどの公平性を欠く入学者選抜は一切行っていない。

**4-8 適性試験の結果を考慮した入学者の適性の適確かつ客観的な評価等**については、2013年度入試から、適性試験の成績が同試験総受験者の下位15%未満に該当する者は出願を認めない旨を学生募集要項に明記している。

**4-9 法学既修者の認定基準・方法と認定基準の公表**については、法学既修者コースの入学試験は、憲法、行政法、民法、商法、刑法の筆記試験を課しており、これは1年次配当の法律基本科目群の必修科目に該当するものであるが、各科目とも問題はすべて論述式であり、法的な文書作成能力を評価している。合格者は、5科目の合計点と書類審査との総合判定により決定している。また、それぞれの試験科目について配点の20%の得点を基準点として設定し、得点が基準点未満となる科目が1科目でもある場合には、合計得点に関係なく不合格としている。

「学則」第11条(法学既修者の入学時における単位認定)は、「入学試験時に行う法律

科目試験に合格し、本研究科において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認められた者は、その成績に応じて、第1年次配当の必修科目を、本研究科に入学した後の本研究科における授業科目の履修により修得したものとみなす」旨を定めている。上記の法律科目試験に合格したものは1年次に配当されている法律基本科目のうち必修科目26単位を履修したものとみなす扱いであり、在学期間が1年間短縮されることになる。ただし、かかるみなし修得単位数は、「学則」第13条（単位認定の上限）において、入学前の既修得単位等の認定及び他の大学院における修得単位の認定と合わせて26単位を上限とすることが定められており、法令基準を満たしている。

**4-10 学生の受け入れのあり方に関する恒常的な検証のための組織体制・システムの確立**については、執行部の構成員である入試主任が、大学院入試グループと協力して、入学者選抜制度及び入試広報について随時協議・検討を行い、執行部会に提議し、教授会において決定している。

**4-11 多様な知識・経験を有する者を入学させるための配慮**及び**4-12 法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合とその割合が2割に満たない場合の入学者選抜の実施状況の公表**については、法学未修者を対象に、「実務経験者特別入学試験」を導入している。さらに、A日程・B日程入試においては、特別評価項目として、学業成績、語学能力、資格能力等を掲げて、これらを一定程度評価し、法学以外の課程を履修した者または多様な知識または経験を有する者が入学しやすいように工夫している。その結果、平成26年度では、3名の社会人が入学している。

認証評価において、「社会人」「実務等の経験を有する者」の定義は、その範囲が広すぎるとの指摘を受け、これを改善するため、2015年度からは、下記を社会人の定義として、入学者選抜を実施することを決定した。

「法科大学院の出願資格を有し、入学時点において官公庁・会社などにおける勤務経験（パート・アルバイト等も含む）、自営業者としての経験、その他の社会活動（家事専従も含む）など、通算して2年以上これに携わった経験を有する者とする。」

なお、入学選抜の実施状況については、法学以外の課程履修者または実務等経験者の割合にかかわらず、ウェブサイト（法科大学院入試結果概要<<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/admission/result/index.html>>）において公表している。

**4-13 入学試験における身体障がい者等への適正な配慮**については、学生募集要項において、身体の機能に障がいのある人は、その障がいの程度に応じ、受験時や入学後の学習環境に際して特別な配慮をし、措置をとる必要とその用意があるため、出願に先立って大学院入試グループと相談するように明記している。設備面では、本学が従来から身体障

がい者等に対する配慮を重視してきたことから、例えば車椅子を利用する場合でも、受験の際のスペースの確保、建物間の移動を容易にするための施設改修を行い配慮している。

**4-14 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理**について

については、過去3カ年度の入学者数及び平成26年5月1日現在の在籍学生数は次の通りである。

入学者数

入学定員	平成25年度
100名	28名

入学定員	平成26年度
40名	27名

在籍者数（平成26年5月1日現在）

学 年	区 分	人 数	合 計
1 年	未修者	4名	4名
2 年	未修者	5名	28名
	既修者	23名	
3 年	未修者	24名 (含残留者15名)	55名
	既修者	31名 (含残留者10名)	
全学年合計			87名

**4-15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応**については、競争倍率

の低下を受けて、2014年度入学試験から、入学定員を100名から40名に削減した。一方で、学生募集活動を強化するため、進学説明会の充実を図るなど入学生の確保に努めている。

**4-16 休学者・退学者の状況把握及び適切な指導等**については、クラス担任制を導入し、学生の学習・生活上の不安等に対応し、助言や情報の提供を行い、成績不良者については、個別に面談し指導している。そのための基礎資料として、教授会において全学生の成績状況の資料を全教員に配付している。

休学または退学の相談には執行部教員または学事局専門職大学院事務グループが分担して対応し、その理由を書面により提出させ、教授会において、その理由を説明のうえ審議している。

なお、休学希望者で、将来復学し就学を希望する者については、休学期間中においても自習室等の利用を認め、復学に備えた学習の準備を支援している。

さらに、休学者に対しては、休学期間が終了するまでの間に、書面により復学の意思確認を行っている。

**4-17 学生の受け入れを達成するための特色ある取組み**については、法曹養成制度の理念のひとつである多様な人材が法科大学院を志願するための環境整備の一環として、働きながら学ぶことができることを目的として、法学未修者コース合格者を対象に「長期履修学生制度」を設けている。この制度では、1年次配当科目を2年間かけて履修することを認め、学費については3年間の授業料と同額を4年間で納入する仕組みとしている。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

**4-13 入学試験における身体障がい者等への適正な配慮**については、本学入学試験を受験して合格した身体障がい者が在籍していたが、授業や試験、施設の利用に関しては日頃から本人の要望をヒアリングし、適宜、対応をしているため、何らの苦情も相談も受けていない現状は高く評価できると思われる。

また、大学全体の組織として設置された「学生相談・支援センター」との連携を図っていることについても高く評価できると思われる。

**4-14 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理**及び

**4-15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応**については、結果として、入学者数は4年連続で入学定員を割り込んでおり、本法科大学院はもとより、本学全体の問題として深刻に捉えている。現在、常任理事会のもとに設置された「法科大学院再生会議」にて、改善策に関する検討が進められている。

#### 【将来への取組み・まとめ】

**4-14 入学定員に対する入学者数及び学生収容定員に対する在籍学生数の管理**及び

**4-15 学生収容定員に対する在籍学生数の超過や不足への対応**については、「法科大学院再生会議」の議論を踏まえて、平成 26 年から学則定員を見直し、現行の 100 名から 40 名に削減することを教授会で決定したが、なお、平成 25 年度の認証評価において、「入学定員に対する入学予定者数及び学生収容定員に対する在籍学生数が経年的に大幅な不足の状態にあり、学生数の減少に伴う学習環境等の変化もまた予想されることから、教育の質をどのように維持・向上させていくかという取組みをも含め、今後も継続的な検討が望まれる」（評価の視点 4-14、4-15）との指摘を受けた。この点に関しては、平成 26 年 4 月以降、法務研究科教育推進委員会にて継続して鋭意検討中である。

## 5 学生生活への支援

### 【現状の説明】

**5-1 学生の心身の健康の保持**については、学生の心身の健康の保持のために、大学の保健管理センターにおいて、健康診断ならびに診療をするほか、心身の健康についての相談を受け付けている。また、精神の健康維持・増進を図ることを目的として、保健管理センターに心理相談室が設置されており、カウンセリング等の心理療法が可能な体制も整えられている。その他、学生が心身の健康面について相談したい場合、本法科大学院のクラス担任や執行部の教員をはじめ教職員のいずれにも相談できるが、学生相談・支援センター及び学生相談室の利用も可能である。

**5-2 各種ハラスメントへの対応**については、ハラスメントに関する全学的な相談体制として、教職員の相談員約 20 名と学外の専門家 2 名からなる相談窓口を設けており、電子メールと電話のいずれの方法によっても相談が可能な体制を整えている。また、学生センターに設けられているハラスメント相談室ならびに学生相談室の利用も可能である。大学全体として各種ハラスメントに対応すべく、平成 21 年度に「関西大学ハラスメント防止に関する規程」を、平成 22 年度に「関西大学ハラスメント防止ガイドライン」を制定し、各種ハラスメントを防止するための措置及びハラスメントが生じた場合に適切に対応するための措置について必要な事項を定めている。学生には、掲示や大学のウェブサイトを通じて相談窓口・方法とともにハラスメント防止の重要性を周知しており (<http://www.kansai-u.ac.jp/gakusei/conference/window/harassment/index.html>)、法科大学院では、毎年、新入生に対するオリエンテーションの機会にこれらの事項に関する説明会を開催している。

（根拠・参考資料：法科大学院におけるハラスメントの防止について、関西大学ハラスメント防止に関する規程、関西大学ハラスメント防止ガイドライン、平成 26 年度新入生の

オリエンテーション日程表)

**5-3 学生への経済的支援**については、給付奨学金として、「関西大学法科大学院給付奨学金」は、授業料及び教育充実費の全額または半額相当額を給付するものであり、平成26年度入学者の実績は、全額相当額20名であった。また、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）学習奨励金」は、在学する学生（在学年数が学則に規定する修業年限を超えていない者）で、関西大学法科大学院給付奨学金の対象にならなかった者全員に対し、学費の実質負担額を国立大学の授業料と同額にすることを目的に、その差額を「学習奨励金」として給付するものであり、平成26年度の入学者の実績は、7名であった。なお、「公益財団法人小野奨学会・法科大学院給付奨学金」があり、学内での選考により推薦され、月額6万円を給付し、平成26年度は2名に給付された。

各種奨学金の平成24年度から平成26年度までの実績は、以下のとおりである。

法科大学院に係る奨学生実績推移

奨学金種別

(実績額単位：千円)

学内学外 制度区分	給付・貸与 区分	奨学金名称	平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			人数	実績額	人数	実績額	人数	実績額
学内	貸与	関西大学奨学金（応急）	0	0	0	0	0	0
	貸与	関西大学短期貸付金	0	0	0	0	0	0
	給付	関西大学法科大学院給付奨学金	33	37,865	41	49,060	33	20,600
	給付	関西大学法科大学院学習奨励金	—	—	—	—	33	8,649
学外	貸与	日本学生支援機構第一種奨学金	63	—	36	—	25	—
	貸与	日本学生支援機構第二種奨学金	27	—	12	—	8	—
	給付	関西大学校友会 法科大学院給付奨学金	4	4,000	4	4,000	2	2,000
	給付	小野奨学会	8	5,760	6	4,320	2	1,440
	給付	瑞恵基金	2	400	2	400	2	400
	給付・ 貸与	千賀法曹育英会	1	給付 360 貸与 840	1	給付 360 貸与 840	1	給付 360 貸与 840

(注)日本学生支援機構奨学金については、貸与単価が複数あり、途中変更もあるため、人数だけの推移に留めた。

また、平成 26 年度の実績については、平成 26 年 9 月 30 日現在のものである。

**5-4 身体障がい者等への配慮**については、身体の機能に障がいがある者には、受験時や入学後の学習に際して特別な措置をとる用意を整えており、学生募集要項及び大学のウェブサイトにもその旨を記載して受験生に周知している。

大学全体の取組みとしては、身体障がい者の修学を支援しており、「施設・設備」の項目(6-5参照)の中で記したように、そのための設備もすでに整えられ、本法科大学院が使用する建物もすべてバリア・フリーになっている。また、「学生相談・支援センター」が、障がいのある学生に対し、他の学生と同等の条件で修学できるように正課授業や試験を中心に支援を行っている。同チームには、専属のコーディネーターを配置し、学生支援スタッフによる受講支援を中心に障がいの種別や程度に応じた支援を行っている。日常支援の方法として、学期開始前等の学生の意見聴取の際に、就学関係以外の事項についても懇談を行っており、必要があれば、父母等との懇談についても随時行うこととしている。緊急時の対応として、学生センターの窓口で相談があれば、随時対応を行っている。就職支援についても、担当者を配置し、採用情報の収集ならびに個別対応を行っている。

(根拠・参考資料：「関西大学法科大学院学生募集要項 2015 年度版」p. 34、関西大学ウェブサイト < <http://www.kansai-u.ac.jp/ls/admission/pamphlet.html> > )

**5-5 進路についての相談体制**については、本法科大学院は「就職支援委員会」を設置し、就職先の情報収集及び修了生に対する就職情報の提供など支援活動を行っている。同委員会は、短答式試験合格者に対して裁判所見学会及び現職裁判官との意見交換会などを行うほか、主に本学出身の法曹を会員とする「関大法曹会」との連携により、司法試験合格者が司法研修所での修習を受ける前に、その準備として弁護士事務所で短期間の研修を受けられるようにしている。司法修習修了者の就職先についても、「関大法曹会」との共催で行われる司法試験合格者に対する合同祝賀会は、同法曹会の会員と司法試験合格者との交流の場として活用され、進路・就職相談のための側面的な支援になっている。本法科大学院では、就職支援における連携強化を図るために、平成 22 年に同法曹会との間で覚書を締結した。

また、全学共通の組織であるキャリアセンターの協力の下、オムロンパーソネル株式会社と提携して、在学生及び修了生を対象としたキャリア支援・就職支援を行っていくことになり、これに伴い、キャリア総合ガイダンスをはじめとする各種行事が実施され、また、主に法科大学院在学生(修了生)を対象とした相談員も配置され、ランチタイム相談会も

実施している。このように、本法科大学院で培った高度な専門知識を活用できる就業を目指すキャリア相談や職業紹介等の手厚いサポートが行われている。

これによって、懸案となっている最終的に司法試験に合格しなかった者や受験しなかった者も含めた全修了生の進路を把握するための情報収集への取り組みも進むことが見込まれる。

(根拠・参考資料：就職支援委員会内規、関西大学法科大学院ウェブサイト<<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/career/support.html>>)

**5-6 学生生活の支援に関する特色ある取組み**については、学生が24時間使用できる自習室には、ブース式になった座席（キャレル）が全学生に設けられており、セキュリティ強化を図り学習に専念できる環境整備の一環として、自習室を含めて法科大学院関連施設の入館・入室については、ICカードリーダーによる入館管理システムを導入しており、必要な個所には防犯カメラを設置している。また、全学生に個人ロッカーが貸与されている。以文館<sup>いぶんかん</sup>には学生談話室があり、学生同士や教員と学生との議論や交流の場として使用されている。また、新規修了生に対しては、司法試験受験まで環境を変えることなく学習に取り組めるように、修了年の受験が終了するまでは、在学中に使用してきた自習室とキャレルを継続的に使用できるようにしている。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

**5-1 学生の心身の健康の保持**については、保健管理センターや心理相談室等の専門家による相談・診療体制に加え、クラス担任制による相談体制も整備されている。これに加え、平成25年度からアカデミック・アドバイザーによるメンター制度を導入しており、これにより、司法試験合格に向けた主体的・計画的な学習に対するきめ細かい指導が可能となる。アカデミック・アドバイザーが指導を行う際には、専任教員と個別の学生の学習計画に関する情報を共有し、専任教員がアカデミック・アドバイザーに対して助言を与えることができる。

問題を抱える学生は自ら相談に来る学生ばかりではなく、むしろ進んで相談に来ることができない学生への配慮を考えると、今後も、より相談しやすい体制の構築を検討していく必要がある。

なお、全学的な取組みとして、学生生活や修学に関する相談を受けて支援を行う横断的な組織として「学生相談・支援センター」が設置されており、該当する学生については、同センターとの連携により支援体制の充実を図ることができる。

**5-3 学生への経済的支援**については、経済的負担を軽減するために、平成26年度入学生については、従来からの入学試験成績優秀者に対する給付奨学金に加え、給付奨学

金の非対象者全員に対して、本法科大学院の授業料と国立大学の授業料との差額相当分を給付する「学習奨励金」を導入している。

**5-5 進路についての相談体制**については、「就職支援委員会」による、学生及び修了生への就職支援体制が整備されており、法曹としての就職のみならず、法曹以外の進路にも一定の効果が現れている。今後も進路に関する相談体制を拡充していくためには、「就職支援委員会」だけではなく、外部組織を含め、より充実した支援体制の構築が必要である。

**5-6 学生生活の支援に関する特色ある取組み**に関しては、学生の学習環境に関して設備等のハード面は十分整備されており、ソフト面についても、担任教員やティーチング・アシスタント等による支援体制も整備されているが、司法試験合格に向けて、主体的・計画的に勉学に取り組むための支援体制の充実を図る必要がある。

### 【将来への取組み・まとめ】

**5-1 学生の心身の健康の保持**に関しては、今後も、学生がより相談しやすい制度の構築を常に心懸け、積極的に取り組んでいく必要がある。そのための方策として、教員によるさらなる学生の状況把握と学生・教員間のより深い信頼関係の構築のために、クラス担任制度の強化などが検討されている。また、全学的な取組みとして、学生生活や修学に関する相談を受けて支援を行う横断的な組織として「学生相談・支援センター」が設置されており、該当する学生については、同センターとの連携により支援体制の充実を図ることができる。

## 6 施設・設備、図書館

### 【現状の説明】

**6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備**については、関西大学において、法科大学院の講義・演習等を行い、学生が自学・自習を行い、教員が研究を行うための施設・設備としては、以文館（法科大学院棟 4,299 m<sup>2</sup>）、尚文館（大学院棟 11,900 m<sup>2</sup>）等がある。さらにその他の施設として法廷教室（法学部と共用）、リーガル・クリニックのための中之島サテライト教室がある。

講義室、演習室等については、法科大学院の専用施設である以文館に講義室3室、演習室2室を設置している。また、平成22年度から、以文館の増築棟部分に設置されている講義室1室、演習室4室を主に法科大学院の講義・演習等に利用することができるようになったことにより、教員と学生の利便性が高まった。ここには教員と学生のコンピュータを

接続し、データの交換、即時試験採点が可能なシステムを設置するほか、講義をビデオ撮影し、コンピュータに保存して、学生が活用できる設備を備えた教室がある。以文館にはさらに、学生の自習室及びロー・ライブラリーを設置している。

法学部と共用の法廷教室（119 m<sup>2</sup>）は、35名収容で裁判員裁判に対応できるシステムが導入されている。

これらの講義室・演習室等を有効に利用し、法科大学院の講義等を行っている。なお、以文館の増築により、従来、他研究科と共用していた尚文館の教室利用の必要がなくなった。

また、リーガルクリニックの授業では、以文館のほかに大阪市内の大阪府立中之島図書館別館にある関西大学中之島センター内のサテライト教室を利用して市民からの法律相談等の実習を行っている。

**6-2 学生が自主的に学習できるスペースの整備とその利用時間の確保**については、学生の自習スペースは、以文館、尚文館及び児島惟謙館に自習室 328 席を設置し、現在すべての在学生在が 24 時間利用可能な自習スペースを確保している。また、以文館にはロー・ライブラリー及び学生談話室が、児島惟謙館にはグループで共同利用できる討論室が設けられ、学生同士で議論を行う場が確保されている。

さらに、平成 24 年度から、司法試験受験資格を有する修了生に対して、千里山キャンパスにおいても、自習室利用を認めることとした。

自習室の設備としては、個人用学習キャレル及び個人ロッカーを貸与し、キャレルには情報コンセント、書棚、蛍光灯が付設されている。

**6-3 各専任教員に対する個別研究室の用意**については、専任教員の個人研究室には、以文館、児島惟謙館及び総合研究室棟に研究用 LAN が配備された研究室 30 室（19.8～27.0 m<sup>2</sup>）を設置し、専任教員 1 人あたり 1 室が供与されている。さらに、研究用ロー・ライブラリー（184 m<sup>2</sup>）、共同研究室（64 m<sup>2</sup>）、教材開発室（35 m<sup>2</sup>）等を以文館内に設置している。これらの施設は、教材開発室を除いてすべて 24 時間利用可能である。

**6-4 情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備**については、以文館では、情報コンセントを設置した講義室・演習室、自習室、ロー・ライブラリーにおいて、学生が持参するパソコンを LAN に接続することができる。教室には前面にプロジェクタースクリーンを設置するなど、電子機器の利用による講義をすることもでき、各座席にノートパソコンを備え付け、教員と学生のコンピュータを接続して、データの交換、即時試験採点が可能なシステムを設置した教室もある。

尚文館では、自習室及びパソコン教室 1、2 にネットワークに接続したパソコン及びブ

リントー等が設置されている。

児島惟謙館では、OAルームにネットワークに接続したパソコンが設置されている。

学生は、これらのパソコンを利用して、資料・情報の収集、インフォメーションシステムによる事務連絡や授業に関する連絡の確認、教員への質問、レポート作成・提出などができる。

以文館及び児島惟謙館に設置されたパソコンからは、ファイルサーバアクセスによる法科大学院専用ドライブの使用が可能であり、利用者ごとに最大1GB利用することができるうえ、法科大学院生と教員によるデータの共有も可能である。

また、VPN接続により学外からアクセス可能なファイルサーバについて利用者ごとに最大1GBを利用することができる。

法科大学院のネットワークの管理については、業者委託により行われている。

法律関係情報コンテンツに関しては、TKCロー・ライブラリー、LLI統合型法律情報システムの利用が可能であり、学生ごとに配布されたIDとパスワードにより学内のみならず学外からも判例検索、法律関係雑誌の記事などの法律情報へのアクセスをすることができる。また、以文館及び児島惟謙館に設置されたパソコンからは、ロー・ライブラリーに配架されている図書の検索が可能である。

全学共同利用施設としてのインフォメーションテクノロジーセンター（ITセンター）は、月曜日から金曜日の間、端末機室が21時20分まで開室しており、土曜日についても17時50分まで利用可能となっている。これにより、夜間や土曜日の学生へのサービス提供が可能であり、技術指導や相談等や利用技術の向上のための講習会等も実施している。

中之島のサテライト教室においても情報コンセントが設置されており、インターネットによる法律情報の収集が可能である。

**6-5 身体障がい者等のための施設・設備の整備**について、身体障がい者等のための施設・設備の整備としては、以文館・尚文館等はユニバーサルデザイン化が進んでおり、身体障がい者用エレベーターやスロープが設置され、固定式の机・椅子を備えた教室には車椅子用の机が設置されている。また、身体障がい者用トイレも各階に設置されており、駐車スペースも確保している。

**6-6 施設・設備の維持と社会状況等の変化に合わせた施設・設備の充実への配慮**については、以文館の教室設備に関して、平成25年度以降にOHPの設置教室を増やした。また、以文館・尚文館・児島惟謙館にICカードリーダーによる入館管理システムを導入することで、24時間利用可能な自習室等のセキュリティの強化を図っている。同時に、これら各館の各出入口及び各自習室の扉付近に防犯カメラを設置している。

また、法科大学院進学希望者が減少傾向にあり、在学生に必要な自習室のキャレル数に余裕が出来てきたため、平成 24 年度から司法試験受験資格を有するすべての修了生に対して引き続き自習室及びロー・ライブラリーの利用を認め、修了後の学習環境の充実を図った。

#### **6-7 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備**について

では、法科大学院の教員及び学生は、総合図書館、法学部資料室及びロー・ライブラリーのそれぞれに所蔵する図書を利用することができる。

総合図書館では、関西大学における「学術情報の中枢機能を担い、大学が教育及び研究を促進するのに必要な資料を収集、整理、保存及び提供」することを目的としており、全学的に利用することから、多岐にわたる分野の約 210 万冊の図書を所蔵している。総合図書館の基本的な図書の収書については、図書委員の意見を参考に各分野における必要図書を選定している。法科大学院からも図書委員が選出され、図書館における図書の収集に携わっている。総合図書館の目録情報は、国立情報学研究所が展開する様々なサービスにも迅速に対応できるよう NACSIS-CAT 仕様でデータベース化され、学内はもとよりインターネットを通じて学外からも検索が可能である。また、学内関係諸機関所蔵雑誌の書誌・所蔵目録情報も検索できるようになっている。また、同図書館は、メディアの多様化に対応しうる図書館をめざすために、デジタル化、ネットワーク化により発展成長してきた電子ジャーナルの導入及び文献・情報データベースの有効利用を行っている。

法学部資料室においては、特に雑誌の収集に力を入れており、判例集や法学関係の雑誌（新書及びバックナンバー）を取り揃えることで研究に供している。また、CD-ROM やDVDの利用も可能である。

ロー・ライブラリーについては、法科大学院学生用の開架式図書室であり、法曹養成に必要な判例集、基本法律図書、一般法律雑誌のほか分野別法律雑誌、各学会の機関誌等を備えている。配架される図書は、2ヶ月に1度、法律系図書の新刊の中から、各法分野を専門とする13名の選定担当教員による選定が行われ、各意見がロー・ライブラリー図書選定委員のもとに集約されて購入が決定される。また、専任教員による定期的な選定とは別に、学生からの配架の要望に対しても、ロー・ライブラリー図書購入希望届用紙をロー・ライブラリー内カウンターに常備しており、購入希望があれば、該当分野の選定担当教員の意見を得た上で、学生からの要望に柔軟に対応している。平成24年度には、『法律学全集DVD』を購入し、電子資料化を進め利用に供している。

法科大学院における学習に必要な基本法律書、判例集、法律雑誌等はすべて、基本的にロー・ライブラリーに配架するよう選定が行われている。

**6-8 図書館の開館時間の確保**について、総合図書館は、学部の授業期間中の開館時間は9時から22時、休業期間中においては10時から20時である。また、年間の開館日数についても平成25年度は310日にのぼる。加えて、法学部資料室についても、授業期間中の9時から17時まで利用することができる。このように自学自習の環境は整えられている。

さらに、ロー・ライブラリーにおいては、年間を通じて8時30分から23時までの利用が可能である。

**6-9 国内外の法科大学院等との学術情報・資料の相互利用のための条件整備**については、関西大学の図書館と他大学の図書館との相互利用に関して、大学図書館間の円滑な相互協力と緊密な連携を図ることを目的として、「国公立大学図書館間相互貸借に関する協定」を締結し、利用者のニーズを満たしている。本学はこの運営、組織役員派遣など主要な役割を果たしている。

**6-10 施設・設備の整備に関する特色ある取組み**については、施設・設備の整備に関する特色ある取組みとしては、ひとつには、リーガルクリニック実施のための関西大学中之島センターにあるサテライト教室の利用がある。市民からの法律相談を行うにあたり、大阪の中心地にある中之島サテライト教室は、相談者にとっても交通の便がよく、また、近隣に裁判所や法律事務所が多くある立地環境は、担当の弁護士の出講にも利便性が良く、学生にとっても法曹の志が醸成されることにもなる。

また、以文館の講義室において、法学未修者用科目をはじめとする一部の講義をビデオ撮影したものを電子化し、復習したい学生や欠席した学生が活用できるように配信することができる教室があり、当該講義の理解を深めるのに寄与している。

### 【点検・評価（長所と問題点）】

**6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備**については、平成22年度から、以文館の増築棟部分を主に法科大学院の講義・演習等に使用することができるようになったため、教員・学生の利便性が高まり、学習環境としても充実が図られた。キャパシティの問題は解決できたといえるので、AV機器等の整備が不十分な教室につき設備・機器の拡充を行う必要がある。

**6-4 情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備**については、インフラ面に関しては、整備としては十分に整備されていると言えるが、人的な支援体制も含め、全学的なITセンターによる管理が一部されていないという問題がある。

また、TKC等の法律情報データベースのコンテンツ拡充が図られているが、必ずしも

すべての学生が自学自習のために有効利用できているという現状ではない。学生が自主学習のためにコンテンツを十分に活用するような取り組みが求められる。

**6-7 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備**についても、現状のところ十分に整備できていると思われるが、新刊図書の迅速な選定、購入は必ずしも実行されていない。

他方で、年6回の蔵書の増加に伴い、書架数や自習・閲覧スペースの確保との関係でロー・ライブラリーのキャパシティの問題が浮上してきており、これに対して今後継続的に対処していく必要がある。

### 【将来への取組み・まとめ】

**6-1 講義室、演習室その他の施設・設備の整備**については、教室に設置されているパソコン等の機器について整備・充実を図る必要がある、本法科大学院で策定した「中期行動計画」に基づき、環境整備に向けて平成27年度予算の確保に努める。また、FD委員会を中心として、各教員のニーズの把握に努め、教育設備の整備の方向性についても検討していく。

**6-4 情報インフラストラクチャーとそれを支援する人的体制の整備**に関しては、現在、既に取り組みつつあるが、以文館ネットワークシステムを全学のシステムに統合し、ITセンターによる一元的管理による利便性の向上をさらに進めていく。

学生によるTKC等の法律情報データベースの活用促進については、各教員が授業において授業理解度確認テストなどの法律情報データベースを有効活用することを目的として、教員を対象に利用説明会を開催した。また、学生の履修ガイダンスにおいても、同データベースの具体的な利用方法について説明を行った。これにより、今後、同データベースがさらに活用されることで、学生の学習到達度をより正確に測定することが期待できる。

**6-7 図書館における図書・電子媒体を含む各種資料の計画的・体系的な整備**については、新刊図書の迅速な選定、購入に必要な情報を提供するために、各教員に定期的に新刊情報を配付している。今後は、各教員からのニーズを反映して、選定・購入に結び付ける仕組みを整備する必要があり、「ロー・ライブラリー図書選定委員会」において、具体的な方策を検討する。

ロー・ライブラリーのキャパシティの問題に関しては、閲覧・自習スペースを維持しつつ、配架書棚の増設や、既に、旧版図書や電子媒体により閲覧可能な雑誌のうち古い年度のものを除却することにより配架スペースの確保を行った。今後も学生の意見を取り入れながら、必要に応じて電子媒体への置き換え等により、ロー・ライブラリーの充実に取り

組んでいく方針である。

## 7 事務組織

### 【現状の説明】

**7-1 適切な事務組織の整備と職員配置**について、法科大学院の管理運営及び教育研究活動の支援を行うための事務組織として、学事局専門職大学院事務グループを設置している。同グループは、専門職大学院の事務に特化した組織であり、法科大学院のほか会計専門職大学院及び臨床心理専門職大学院の業務を分掌していることから、担当を決めて業務を進めている。具体的には、グループ全体を管理・監督する事務職員としてグループ長1名、グループ長補佐2名を配置するとともに、法科大学院を担当する事務職員として、専任事務職員3名、派遣職員4名、定時事務職員4名を配置している。

業務としては、教員及び学生に関する全般的な事務として、教授会その他諸会議に関する業務、授業時間割編成、授業実施に係る支援、定期試験の実施、成績管理、学籍管理、FD、特別演習等課外活動の支援、学生募集、総合戦略・広報、就職支援業務、自習室及びロー・ライブラリーを含む学舎管理など法科大学院の運営に必要な業務について、学内各部署と協力しながら業務を執り行っている。

なお、事務スペースは2か所に分けて設置しており、主たる事務スペース（尚文館事務室）にグループ長1名、グループ長補佐1名、専任事務職員2名、派遣職員1名を配置している。もう一方の事務スペース（以文館ステーション）は尚文館事務室のサテライト的な位置づけで設置しており、専任事務職員1名、派遣職員3名、定時事務職員4名を配置して、日常的な授業準備、教材印刷・配布、教室・自習室・ロー・ライブラリーの管理、学生対応、各種掲示の業務にあたっている。

これらにより、法科大学院の状況を把握する責任体制を確立している。

**7-2 事務組織と教学組織との有機的な連携**については、法科大学院の事務組織は、7-1で記載した体制・事務分掌に基づき、教学組織と有機的に連携して管理運営及び教育研究活動の支援にあたっている。

例えば、教授会、執行部（研究科長、副研究科長、教学主任2名、学生相談主事、入試主任）のほか「教育推進委員会」や「自己点検・評価委員会」等の各種委員会の運営にあたっては、事務組織と教学組織が十分に連携して事前準備を行うとともに、事務職員が当該会議に常時出席しており、緊密な連携を図っている。

**7-3 事務組織の適切な企画・立案機能**について、本学では学園として掲げる長期ビ

ジョン、長期行動計画のもとに、各部局で4年スパンの「中期行動計画」を策定することとしており、平成26年度における法科大学院の内容としては「アカデミック・アドバイザ一制度（若手弁護士による指導体制）の充実」、「学生及び修了生への学習環境支援」や「学生及び修了生への就職支援」、「受験者・入学者増加施策の実施」、「文科省による公的支援の加算条件対応」の強化等を目指している。これらの計画の推進にあたって、教員組織はもとより、事務組織の企画・立案機能も活かしつつ、種々のデータ収集や学生・修了生へのアンケート実施・集計等をはじめとする取組みを進めている。

**7-4 職員に求められる能力の継続的な啓発・向上のための取組み**について、本学では、全学的な事務職員に対する研修として①全職員共通基礎研修：「総合研修」「階層別研修」、②自己啓発促進・支援研修：「大学職員意識啓発研修」「特定業務能力向上研修」「共通能力向上研修」等の多様な研修が行われており、事務職員に求められる能力の継続的な啓発・向上に取り組んでいる。

加えて、人事考課制度、目標管理制度や職場内研修（いわゆるOJT）等を通じて、職場内においても事務組織の機能強化のための取組みを進めている。

**7-5 法科大学院における事務組織とその機能の充実を図るための特色ある取組み**について、法科大学院では、修了生への就職支援策の充実を図るべく、「就職支援委員会」のもと、キャリアセンター事務局キャリアセンター事務グループと専門職大学院事務グループが共同し、在学生及び修了生への各種情報提供及び就職活動に関する啓発行事を行っている。また、法科大学院独自の就職支援事業として、「関大法曹会」との連携を図り、同会会員からの求人情報等を司法試験合格者に対し情報提供を行うなどの業務を専門職大学院事務グループが担っている。

これに加えて、「関大法曹会」会員の専門知識向上に貢献すべく、覚書（5-5参照）に基づき、同会会員を対象とする、法科大学院授業の聴講制度を設けており、これに関する業務についても、専門職大学院事務グループが担っている。

## 【点検・評価（長所と問題点）】

**7-1 適切な事務組織の整備と職員配置**について、専門職大学院事務グループでは、法科大学院以外に、会計職専門大学院及び臨床心理専門職大学院の事務を担っていることから、適切な業務分担のローテーションにより、専門職大学院に関する多様な知識等を習得する機会が得られる環境にある。これにより、法科大学院の運営をサポートするうえで、より幅広い知識と経験に基づき業務を担うことが可能となっている。

以文館ステーションは尚文館事務室のサテライト的位置づけであるが、学生の日常の勉

学及び教員に対する授業支援に大きく貢献している。

### 【将来への取組み・まとめ】

**7-1 適切な事務組織の整備と職員配置**については、専門職大学院事務グループに所属する事務職員の知識と経験が幅広いものになるにしたがって、専門職大学院事務グループ内や、学内関係部署（教務センター、キャリアセンター等）の連携が密接になり、学生サービスの質的向上が図られていることから、今後いっそう、これを推し進めて更にスピード感のある対応を目指したい。一例として、本学法科大学院修了者の就職活動支援の更なる強化を目的として、平成 26 年度から始まる一般企業への法科大学院生インターンシップについて、派遣学生の受入れ枠が 1 社 2 名であるところを、複数社で 5～10 名程度と拡大させ、在学生及び修了生のキャリアデザインを支援する業務の拡大を目指している。

## 8 管理運営

### 【現状の説明】

**8-1 管理運営に関する規程等の整備**については、法科大学院には教授会を置くものとし、「学則」第 21 条に基づき、その権限及び運営について必要な事項は、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程」において定めている。法務研究科長の選挙については、「法務研究科長選挙規程」が定められている。（根拠・参照資料：「学則」、法務研究科（法科大学院）教授会規程、法務研究科長選挙規程）

**8-2 管理運営に関する決定の尊重**については、本学法科大学院は、独立研究科として大学院組織の中に位置づけられ、また、独自の教授会を有する等、管理運営上の独自性の確保が可能な組織とされている。教学及び任用等の人事に関する教授会の決定は、慣習上、大学理事会において尊重されており、現在までに、この決定が理事会等において覆されるような事態は生じていない。

なお、以下では、現状の説明を補足するために、法務研究科の組織構成を概観する。

法務研究科長：法務研究科長は、教授会によって選出される。研究科長は、教授会において議長となり、議事を運営するとともに、決定事項の執行、その他法科大学院の運営に必要な事項の執行に責任を負う。

教授会：法科大学院の運営に関する最高意思決定機関として、教授会を置く。専任の教授、准教授、専任講師及び助教並びに特別任用教員（教授、准教授、専任講師、助教）を

もって構成し、研究科長の選出、副研究科長の承認、専任教員の任用及び昇任その他人事に関する事項、特別任用教員の任用、「学則」、教育課程、入学試験に関する事項、学生の試験、学籍及び修了に関する事項等、法科大学院の管理運営上重要な事項をその議決事項としている。構成員の過半数の出席をもって成立し、その議決は、原則として出席者の過半数の同意をもって行う。ただし、特別任用教員は、研究科長の選出や教員の任用、及び「学則」に関する事項など、人事・組織に係る事項については議決権を有しない。

副研究科長：副研究科長は、研究科長の指名にもとづき、教授会の承認を得て任命され、研究科長を補佐する。

執行部：研究科長は、副研究科長に加え、教務やFDを管掌する教学主任（2名）、学籍・教育事項につき管掌する学生相談主事、学生の募集や入試の実施につき管掌する入試主任を指名して、これら6名をもって執行部を構成する。日常的な管理運営上の業務は、教授会の委任を得て、執行部が担当する。なお、執行部は教授会規程等で明文上定められたものではなく、慣習上設置される機関である。

**8-3 専任教員組織の長の任免等**については、「法務研究科長選挙規程」に基づいて、選挙権の平等・秘密投票の原則のもとに選挙による法務研究科長の選出が行われている。法務研究科長の罷免については、解釈上、「関西大学大学院法務研究科（法科大学院）教授会規程」第6条第5号の「その他人事に関する事項」として教授会の審議、議決により決する。（根拠・参照資料：法務研究科長選挙規程、法務研究科（法科大学院）教授会規程）

**8-4 関係する学部・研究科等との連携・役割分担**については、関西大学では、法学部及び大学院法学研究科が法科大学院と関連する。

法学部は、法学政治学科の1学科で構成されており、法律学及び政治学の基礎的教育を担う教育研究機関である。

大学院法学研究科は、前期・後期課程とも法学・政治学専攻に統合されており、前期課程には法政研究、企業法務及び公共政策の3コースが設置されている。前期課程の法政研究コースは、より深い学識を得ようとする者、研究者を志望する者などを対象とするもので、いわゆる研究者養成コースに相当し、原則として後期課程への進学を予定する。企業法務コース及び公共政策コースは、いわゆる高度専門職業人の養成を目的とする専修コースである。前者は司法書士や弁理士、税理士、社会保険労務士などの資格取得を目指す者、企業の法務担当者を志望する者などを対象とし、後者は国家ないし地方公務員、国際機関の職員などを目指す者のほか、マスコミ志望者なども対象とする。

以上のように、法科大学院と法学部・大学院法学研究科との間には明確な役割分担が行

われている。

他方、法学部・大学院法学研究科との連携であるが、法科大学院の専任教員が法学部及び大学院法学研究科の講義等の一部を担当し、法学部の教員が法科大学院の講義の一部を担当している。また、法科大学院学生に対しては、法学部や大学院法学研究科の科目を追加履修することが認められており（「学則」第14条）、大学院法学研究科の学生が、指導教員の許可を得て法科大学院の科目を追加履修することも制度上可能である（「関西大学大学院学則」第18条）。

なお、法学部・大学院法学研究科と法科大学院の間では、定期的に双方の執行部構成員が協議する機会が設けられている（「法学部との定例協議会」）。

また、弁護士法人あしのは法律事務所と連携することにより、教育の充実を図る。（根拠・参照資料：法科大学院基礎データ表7、法務研究科（法科大学院）学則、大学院学則）

**8-5 財政基盤の確保**については、大学全体の基準にしたがって法科大学院に対する予算の配分が行われている（根拠・参照資料：学校法人関西大学計算資料）。予算配分に含まれていない事業を実施する必要がある場合は、学長を通じて法人に要望し、法人と折衝のうえ必要な予算を確保するよう努めている。

**8-6 管理運営に関する特色ある取組み**については、本法科大学院に、法務研究科長、副研究科長、教学主任（2名）、入試主任、学生相談主事の6名からなる執行部を設置し、教育、学生、入試等の広く管理運営に関する企画・立案及び執行を担っている。教学主任は、研究者教員及び実務家教員の各1名で構成し、研究者教員及び実務家教員のそれぞれの意思疎通を図りつつ、全体的な教育枠組みの調整にあたっている。また、執行部は、「教育推進委員会」「FD委員会」「就職支援委員会」「自己点検・評価委員会」の各委員となり、執行部とのパイプ役を担うことで、各委員会との有機的な連携を図っている。

#### 【点検・評価（長所と問題点）】

**8-6 管理運営に関する特色ある取組み**について、執行部と各種委員会との有機的な連携は相当程度図られてきたが、一方、委員会相互の活動について、必ずしも効果的な連携が図られてきたとは言い難いことが、今回の自己点検・評価によってあらためて明らかになった。一例として、教育体制の充実には「教育推進委員会」の任務であるが、学生の質の変化に対応した教育体制の充実を図るためには、学生による授業評価アンケートの分析を行ったうえでの問題点の洗い出し、それに対応した教授法の見直しなど、「FD委員会」の任務と重なるところがあり、両委員会による共同作業を進める必要がある。

## 【将来への取組み・まとめ】

**8-6 管理運営に関する特色ある取組み**について、「教育推進委員会」と「FD委員会」との共同作業については、現在、教材のあり方についての検討を行っているが、学生の質の変化に対応するため、これをさらに進めていく予定である。今回の取組みをひとつの実績として、今後も、法科大学院を取り巻く状況の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、従来の委員会の枠組みにとらわれず、その時々が必要とされる施策を検討・実施するため、複数の委員会による共同作業をさらに進めていく予定である。

## 9 点検・評価等

### 【現状の説明】

**9-1 自己点検・評価のための組織体制の整備、適切な自己点検・評価の実施**については、本法科大学院は、その活動状況に関する自己点検及び評価を行うために、「関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会規程（以下、「委員会規程」という）」を定め、この規程に基づき「関西大学大学院法務研究科自己点検・評価委員会（以下、「自己点検・評価委員会」という）」を設置している。

「自己点検・評価委員会」は、副研究科長、法科大学院専任教員から選出された委員3名、法務研究科教授会によって承認された専門職大学院事務グループ所属事務職員1名によって組織されている。（「委員会規程」第4条）

「自己点検・評価委員会」は、①自己点検・評価及び外部評価に関する活動方針の策定、企画立案、評価項目の設定、実施及びその結果の公表、②第三者評価への対応及びその結果の公表、③自己点検・評価、外部評価及び第三者評価の結果に基づく法務研究科長及び学長への改善方策及び改善計画案の提言、④改善の達成度の検証結果に基づく法務研究科長及び学長への改善勧告、及び⑤その他自己点検・評価、外部評価及び第三者評価に関して審議する。（「委員会規程」第3条）

自己点検・評価のための評価項目は、基本的に公益財団法人大学基準協会による法科大学院認証評価と整合性をとるため、同協会の定める「法科大学院基準」に拠っている。ただし、平成24年3月に作成・発行した自己点検・評価報告書については、全学的な取組みとして大学基準協会による機関別認証評価を受審することを前提としていたため、点検・評価項目は例外的にこれを踏まえて設定した。

評価方法については、「自己点検・評価委員会」を開催し、各委員の役割分担を定め、作成スケジュールを決定し、各担当委員が原案を作成する。その原案を「自己点検・評価委員会」において点検・調整のうえ、自己点検・評価報告書案として法務研究科長に

提出する。法務研究科長は執行部に役割分担を定めて、報告書案に記載された問題点の把握と検討を指示する。その後、この検討を受けて執行部と「自己点検・評価委員会」は、合同会議を開催し、報告書を完成させる。報告書は、教授会に報告される。自己点検・評価に関わる種々のデータについては、全学的な自己点検・評価活動として毎年作成される「データブック」及び専門職大学院事務グループにおいて収集される情報を活用している。

なお、これまで本学では全学的な自己点検・評価報告書を隔年で作成しており、本法科大学院においても同様に、平成 17 年 3 月、平成 19 年 3 月、平成 21 年 3 月、平成 24 年 3 月に作成・発行している。

**9-2 自己点検・評価の結果の公表**については、同報告書を、他の法科大学院や関係諸機関に送付したほか、ロー・ライブラリーにも配架し、学生の閲覧に供している。このほか、ウェブサイト (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/report/index.html>) で一般に公開しており、自由に閲覧することが可能となっている。

**9-3 自己点検・評価や認証評価の結果を改善・向上に結び付けるためのシステムの整備**について、9-1 に記載のとおり、「自己点検・評価委員会」は、自己点検・評価及び第三者評価の結果にもとづく改善方策及び改善計画案を法務研究科長及び学長に提言することを任務としている。この提言を受けて、研究科長は執行部で協議のうえ、内容に応じて、「FD委員会」「教育推進委員会」で改善策等を検討させ、それを教授会で審議・決定している。特に重要な事項については、全学的な「中期行動計画」にも反映させている。

また、副研究科長が「自己点検・評価委員会」の委員となり、自己点検・評価における問題点を執行部が詳細かつ正確に把握できるように配慮している。一方で、自己点検・評価の客観性を確保するために、執行部以外の委員が委員長に就任することにしており、このように、自己点検・評価による改善・向上の機動性と客観性を踏まえた取組みになるように留意している。

**9-4 自己点検・評価の結果の改善・向上への反映**については、本研究科は、平成 20 年度の大学基準協会による法科大学院認証評価では、不適合との評価結果を受け、その際の勧告 4 項目と問題点（助言）17 項目の指摘に対応するため、種々改善策を講じてきたところであり（前回自己点検・評価報告書参照）、これらに対しては、平成 25 年度認証評価において、幸いにも一定の評価を得ることができた。

ただし同時に、積み残し課題として、社会人の定義の明確化が図られていないなどの点に一層の改善が望まれる旨の指摘を受けたため、引き続きその改善を検討し、一定の結果を得ることができたものとする。

そこで、ここでは、その余の勧告・問題点（助言）についての対応と合わせ、今次の本

法科大学院としての対応方法について述べることにする。

## ○ 勧告

1) 教育課程・方法・成果等に関し、「各科目のシラバスにおける出欠を含めた平常点の取扱いに関する記述内容には、相当程度の差異がみられており、そのなかには貴法科大学院共通のガイドラインと異なるものも散見され、学生に誤解を生じさせる可能性が否定できない状況にある。また、貴法科大学院が1つの組織として成績評価の厳格性を確保していくという観点からするならば、出欠の取扱いを含む平常点の採点が授業科目の担当教員にいわば丸投げの状態となっている現状は、およそ適切であるとはいいがたい。したがって、今後は、各科目のシラバスにおける出欠を含めた平常点の取扱いに関する記述を共通のガイドラインに則したものに統一したうえで、各科目の平常点の採点の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等を構築し、かつ、その結果を認証評価等の際に客観的かつ明確に示すことができるよう対応することが求められる（評価の視点 2-33、2-34）。」と勧告されたことについて。

対応方法としては、平成26年1月22日(水)に開催された法務研究科教授会において、以下2項目について審議・了承された。

・シラバス記載事項について 全科目共通事項として、「定期試験（又はレポート試験）と平常点との評価割合（例えば、定期試験＝70%、平常点＝30%）を示したうえで、欠席の取扱いについて、『欠席を減点要素とし、5回以上欠席した場合は、単位を認めない。』とする」こととし、平成26年度シラバスから適用を開始している。

・平常点の採点基準について 全科目共通事項として、シラバスに明示するか、授業開始時に明示することとし、また、各科目の平常点の採点の適切性・妥当性を組織的に検証する方法・手続等の構築については、法務研究科教育推進委員会に諮ることが確認され、継続して検討中である。

2) 教員組織に関し、「『会社法』を担当する専任教員（研究者）に関しては、会社法分野に関する最近5年間の研究業績が存在しておらず、当該分野に関する高度の指導能力を有する者とは認められないことから、可及的速やかな対応が求められる（評価の視点 3-4）。」と勧告されたことについて。

対応方法としては、当該教員が平成26年4月1日付で法学部へ移籍し、法科大学院授業科目「会社法」の授業科目担当者から外れるものとした。

○ 問題点（助言）

1) 教育課程・方法・成果等に関し、「修了要件単位数に占める法律基本科目の単位数の割合については、選択必修科目を法律基本科目群から最低限の4単位のみ履修する場合には、60%（60単位）であるが、仮にも選択枠を最大限利用し、10単位履修したならば、66%（66単位）となり、同割合が65%を超過する。このような措置は、学生の自由な選択の結果であったとしても、法律基本科目群に傾斜した教育課程となっているという評価を免れないことから、改善が望まれる（評価の視点2-3）。」と助言されたことについて。

対応方法としては、平成26年度秋学期に法務研究科カリキュラム検討委員会を設置し、指摘事項の改善について検討した。引き続き、指摘事項の改善について検討し、加えて、司法試験法の改正に伴う中期的視野に立ったカリキュラムの変更を検討することとした。

2) 同じく教育課程・方法・成果等に関し、「法学未修者に対する『プレゼミ』及び模擬授業、並びに法学既修者に対する模擬演習ゼミについては、実施時期及び回数からして、授業の前倒しの可能性が指摘されることから、法学の入門程度の内容に留めるなどの配慮が望まれる（評価の視点2-22）。」と助言されたことについて。

対応方法としては、平成26年度春学期に、法務研究科執行部会にて入学前指導体制の在り方について見直しを図り、改善した。

3) 同じく教育課程・方法・成果等に関し、「2008（平成20）年度の認証評価結果の指摘を受けて、シラバスにおいて、成績評価に関する評価要素のウェイト付けを可能な限り詳細に示すよう改善されたとされ、『平成24年度（2012）法科大学院講義要項』を確認すると、確かに法律基本科目に関しては、全体的に定期試験を70%、平常点を30%とすることが明示されていることが認められるが、他の科目群の科目や旧カリキュラムの科目に関しては、成績評価の基準がまだ明確とは言えない部分もみられることから、より一層の明確化が望まれる（評価の視点2-33）。」と助言されたことについて。

対応方法としては、平成25年度シラバスから、旧カリキュラムの科目も含め、全ての授業科目において、評価割合を明示することとした。

4) 学生の受け入れに関し、「S日程又はA日程の『法学未修者コース』の試験に合格しながら『法学既修者コース』の試験には合格していない者については、入学前指導により、S日程又はA日程の入学試験の受験時には不足していた法学の学識を補完させたうえで、B日程における『法学既修者試験』（『法学既修者コース』の入学試験とは異なる位置

づけの法学既修者としての認定試験である。)を受験することが可能とされているが、入学  
手続が未了の「法学未修者コース」に合格した者に対して、各種のプログラムを提供した  
うえで、『法学既修者試験』を受験させる環境を整えるということは、公正・中立であるべ  
き入学試験に対する信頼を損なう可能性も指摘されることから、改善が必要である（評価  
の視点 4-9）。」と助言されたことについて。

対応方法としては、2015(平成 27)年度入学試験から、「法学既修者認定試験」を廃止す  
ることとした。

5) 同じく学生の受け入れに関し、「社会人の定義が、『大学の学部を最初に卒業した  
後、大学における主として昼間に授業が行われる教育課程で学んだ期間を除き、入学時  
において満 2 年以上を経過している者』とする点については、2008(平成 20 年度)の認証評  
価において、広範に過ぎるきらいがあり、再検討が望まれると指摘したところであるが、  
依然として改善されていないことから、引き続き検討することが望まれる（評価の視点 4-  
12）。」と助言されたことについて。

対応方法としては、平成 26 年 4 月 23 日開催の教授会にて、社会人の定義につき、「法科  
大学院の出願資格を有し、入学時点において官公庁・会社などにおける勤務経験(パート・  
アルバイト等も含む)、自営業者としての経験、その他の社会活動(家事専従も含む)など、  
通算して 2 年以上これに携わった経験を有する者とする。」との文言への修正が審議・了承  
された。

6) 同じく学生の受け入れに関し、「入学定員に対する入学予定者数及び学生収容定員  
に対する在籍学生数が経年的に大幅な不足の状態にあり、この点については、2014(平成  
26)年度入試より、入学定員が 100 名から 40 名に削除される決定がなされているが、学生  
数の減少に伴う学習環境等の変化もまた予想されることから、教育の質をどのように維持・  
向上させていくかという取組みをも含め、今後も継続的な検討が望まれる（評価の視点 4-  
14、4-15）。」と助言されたことについて。

対応方法としては、法務研究科教育推進委員会にて、継続して検討中である。

以上のように、本研究科では、大学基準協会による認証評価の指摘を真摯に受け止め、  
自己点検・評価活動を進める中で、課題解決につながるよう取り組んでいる。

なお、本研究科においては、公益財団法人大学基準協会以外の認証評価機関からの指摘  
は受けていない。

**9-5 特色ある取組み**については、平成 24 年 8 月から「法科大学院再生会議」が常任理事会のもとに全学的取組として設置されており、本法科大学院からは研究科長のほか 2 名の教員が参画している。また、「法科大学院再生会議」のもとに、①「改革推進プロジェクト」、②「事務所設置・就業支援プロジェクト」が設置されており、本法科大学院からそれぞれ 2、3 名の教員が参画している。

#### 【点検・評価(長所と問題点)】

**9-5 特色ある取組み**については、本法科大学院の現況を大学全体として深刻に受け止め、かつ、本法科大学院のみによる取り組みではこれに対応できないとの判断から、「法科大学院再生会議」及びその傘下にプロジェクトチームが設置された。そこにおいては、本法科大学院構成員以外の委員から、より客観的かつ厳しい評価が行われ、今後の改善策に生かしていくべき提案も多くあったと評価している。

#### 【将来への取組み・まとめ】

**9-5 特色ある取組み**については、「法科大学院再生会議」傘下のプロジェクトチームにより、法曹養成にかかる総合的な施策の企画・立案機能を担う組織として、本法科大学院の全構成員と法学部・法学研究科執行部から成る「法曹養成教育推進会議（仮称。以下、「推進会議」という。）」の設置が提案されている。推進会議が企画・立案する事項については、本法科大学院の「教育推進委員会」等が、具体策を検討して実践に移すことが予定されるほか、推進会議の本格的始動に向けて、法科大学院教員・法学部教員及びアカデミック・アドバイザー（弁護士諸氏）らが当年度の司法試験各科目の出題に対して共同検討を行い、その成果を本科教育及び特別演習等に還元する教育プロセスを既に開始した。これらは、本学法科大学院の再生に向けて全学的な支持支援を獲得するために有効かつ重要な取組みとなるものと考えており、その具体的成果を実証的検証の下に公示して更なる改善に導くため、点検・評価を行う方針である。

## 10 情報公開・説明責任

### 【現状の説明】

**10-1 組織・運営と諸活動の状況に関する情報公開**については、パンフレット「関西大学法科大学院—法曹の新世紀へ」を発行し、事務室での無料配布、希望者への郵送配布のほか、進学説明会などにおいて提供してきた。その内容は、①設置主体、②教育理念、

③授業科目と教育方法・内容、④教員スタッフ、⑤施設・設備、⑥司法試験合格者数実績、⑦入学者選抜の各項目、⑧在学生、OB・OGの声、⑨時間割モデルの他、施設・設備や授業風景などの写真も多数掲載し、本法科大学院の概要を的確に把握できるように記述している。

また、ウェブサイト (<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/>) を開設し、教育内容・スタッフ、施設・設備、入学試験、授業料・奨学金、収容定員・在籍者数、司法試験の合格実績及びQ&Aなどの情報提供を行い、講演会や公開講座、入試問題やその解説などのタイムリーな情報は、トピックス欄で随時更新している。

シラバス、到達目標は、関西大学シラバスシステムにおいて公開している。  
(<http://syllabus3.jm.kansai-u.ac.jp/syllabus/search/curri/CurriSearchTop.html>)

入学者選抜、修了年限、学費及び奨学金等の学生支援制度についての詳細は「関西大学法科大学院学生募集要項」に記載しており、また、入学前事前指導に関する情報や配布資料は、ウェブサイトにファイルをアップロードし、参加できなかった者もアクセスして入手できる。

さらに、学生募集要項・パンフレットをPDFファイルでアップロードして、ウェブ上で内容を把握できるようにしている。「大学院紹介Movie」もアップロードすることによりビジュアルに内容を理解できるように、コンテンツの充実を図っている。  
(<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/about/info.html#ANCHOR3>)

**10-2 学内外からの要請による情報公開のための規程と体制の整備**については、組織・運営と諸活動に関する基礎データ、自己点検・評価報告書、講義要項（シラバス）等をウェブサイトに公開し、適切に対応しており、情報公開のあり方等についてはその都度、執行部及び教授会で検討している。なお、情報公開に関する規程の整備については、全学的な取り組みとして検討が進められている。

また、**10-3 情報公開の説明責任としての適切性**についても、本法科大学院の活動状況等の現状を知るのに必要な情報は、上記のような各種媒体を通じて適宜提供されており、説明責任の役割も適切に果たしていると考えられる。

**10-4 特色ある取り組み**については、情報提供として本法科大学院ウェブサイトに、「数字で見る法科大学院」(<http://www.kansai-u.ac.jp/ls/about/keyword.html>)として、志願者・合格者・入学者数、学生1人に対する教員数比率、司法試験の合格実績等の情報を公開し、受験生が他大学の法科大学院と比較するうえでも、本法科大学院が社会的説明責任を果たすうえでも、必要な情報の公開に努めている。

## 終 章

本報告書は、平成 26 年 5 月 1 日を基準時として、関西大学法科大学院の現状と課題を述べたものである。

平成 25 年度の認証評価で指摘された問題点は、第 1 に教育課程に関し、法律基本科目へのカリキュラム上の傾斜、2 年次における履修負担の過重、第 2 に教育方法に関し、授業前倒しの危惧、第 3 に成績評価に関し、平常点の不透明、第 4 に学生の受け入れに関し、入試日程間の公平・中立への疑義、社会人の定義の過緩、学生数減少等に対応した教育の質的維持向上策の継続的必要、第 5 に教員組織に関し、一部教員の適任性の疑義などであった。これらに対してわれわれの講じた諸策は、既に本文に具体的詳細を明らかにしたから再述することは避けるが、関係部局総員の知恵を集約し、基準時において保持する有限の人的物的資源を最大限に活用したものであることについて、一点の曇りとするところもない。しかしながら、四囲の状況が一層困難を増しつつあることは紛う方なき事実であることに対応して、本文に述べた諸策も今後不断の改善の途上に置かれなければならないことを、われわれは深く自覚する。

また、次回認証評価において新たに予定される項目（司法試験合格率、入学定員充足率および入学者選抜競争倍率）のいずれについても、関西大学法科大学院が容易には乗り越えられない危機的状況にあることは、率直に告白しなければならない。とりわけ司法試験合格率は、法科大学院教育の成果についての象徴的指標として社会の視線を注がれる位置にあるが、これを一朝一夕に飛躍的に向上させることは、事の性質上、極めて困難である。とはいえ、ここでもわれわれは、その困難の淵源を他の誰に帰することもできないし、すべきでもない。成績評価・修了判定の厳格化、各方面への就職支援等々、なすべきこと、なしうることはまだまだあるに違いない。

この危機を乗り越えて関西大学法科大学院を再生復興させ、将来のある時点に至りこの困難な時期をこそ誇りに満ちて顧みることあるべきを期して、われわれは、各員一層奮励努力するのみならず、学内外に知恵を求め、協力と支援を仰ぎ、臥薪嘗胆、力の限りを尽くすことを、あらためて決意するものである。

関西大学大学院法務研究科 自己点検・評価委員会

